

令和6年度

羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事

図面番号	図面名
1	特記仕様書①
2	特記仕様書②
3	特記仕様書③
4	特記仕様書④
5	特記仕様書⑤
6	特記仕様書⑥
7	付近見取図, 配置図
8	各階平面図
9	1階便所 配置図, 平面図, 内部仕上表
10	1階便所 展開図
11	1階便所 矩計図, 天井伏図
12	1階便所 建具配置図, 建具表
13	1階便所 詳細図
14	2. 3. 4階便所 配置図, 平面図, 内部仕上表
15	2. 3. 4階便所 展開図
16	2. 3. 4階便所 矩計図, 天井伏図
17	2. 3. 4階便所 建具配置図, 建具表
18	2. 3. 4階便所 詳細図

阿南市 教育委員会 教育部 教育総務課

課長	課長補佐	係長	係	設計
				後藤

1. 工事概要

- 1. 工事名称 令和6年度 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事
- 2. 工事場所 阿南市羽ノ浦町倉倉沢田
- 3. 建物概要

建物名称	羽ノ浦中学校
構造・規模	RC造 地上4階
敷地面積	12,031 (m ²)
延床面積	4,213 (m ²)
消防法施行令別表第1の区分	7

- 4. 工事種目

種目	工事概要
建築工事	校舎棟1・2・3・4階の生徒用便所洋式化改修工事
管工事及び電気工事	別途発注

- II. 共通仕様書
- (1)項目は、番号に○印が付いたものを適用する。
- (2)特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。

章	項目	特記事項
第一章 共通事項	① 適用基準	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。 <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説（令和5年版） ・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年改定 また、次の図書（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修）を参考とする。 ①建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ②建築改修工事監理指針（令和4年版） ③電気設備工事監理指針（令和4年版） ④機械設備工事監理指針（令和4年版）
	② 優先順位	◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 ①質問回答書（②から⑤に対するもの） ②補足説明書 ③特記仕様書（共通仕様書を含む） ④図面 ⑤公共建築工事標準仕様書等
	③ 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
	④ 工程表	◎受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。
	⑤ 工事の着手	◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。
⑥ 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ・上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。	

章	項目	特記事項
第二章	⑦ 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外を下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。 ◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
	⑧ 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び提示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
	9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎工事用電力設備の保安責任者に関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。
⑩ 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分に周知・徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ・受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮仮設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ・地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度、補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から下ろす作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。	

章	項目	特記事項
第三章	⑪ 交通安全管理	◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（任意様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ・仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート（任意様式）」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。 ◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上下に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
	⑫ 発生材の処理等	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について、工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に、次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと ・さし柵装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある
	⑬ 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び骨材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPOBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始めとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェストA票及びB票またはE票）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
⑭ アスベスト	◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の旨与（ 表1 ） なし 。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。	

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項															
第二章 一般共通事項	<p>⑫ 発生材の処理等</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力すること。ただし、パーン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。 なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>・県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>・県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>⑭ 化学物質を発散する建築材料等</p> <p>⑮ 施工</p> <p>16. 建設機械等</p>	<p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>・県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>・県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>・アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エテルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エテルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は教育総務課へ問い合わせ、工事に滞らないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。</p> <p>・排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>・低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p>	<p>17. 遠隔臨場の試行</p> <p>18. 工事看板等</p> <p>19. 仮設トイレ</p> <p>20. 設計変更箇所確認</p> <p>21. 工事検査及び技術検査</p> <p>22. 完成図等</p>	<p>・特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>・不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>・受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>・受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリエード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な資金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務監督員が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般（指名競争）入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事は、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>・基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>・外壁改修工事等において、足場が撤去され、しゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品：対象外</p> <p>◎提出書類 ・しゅん工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：A3、A2）（建築・管・電気工事一式とする） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ1部） ・保全に関する資料 ・使用材料一覧表（2部（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ1部） ・阿南市建築工事様式集で監督員が指示したもの。</p>	当初請負対象額	一般（指名競争）入札工事	低入札工事	3千円未満	—	1回	3千円以上5千円未満	—	2回	5千円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般（指名競争）入札工事	低入札工事																		
3千円未満	—	1回																		
3千円以上5千円未満	—	2回																		
5千円以上1億円未満	1回	2回																		
1億円以上	2回	3回																		
		阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785	●工事名 羽ノ浦中学校校便所改修工事のうち建築工事	●縮尺 —	設計	図面番号														
			●図面名 特記仕様書②	●年月 R6.4	後藤	2														

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																																																																																											
9. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート工事</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事</td> <td>ブロック建築 ・ エーエルシーパネル施工</td> <td>・ コンクリートブロック工事作業 ・ エーエルシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アパルトコート工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>石材施工</td> <td>・ 石張り作業</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい工事</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>スレート施工</td> <td>・ スレート工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属工事</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ 鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>左官</td> <td>○ 左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具工事</td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>自動ドア施工</td> <td>・ 自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カーテンウォール工事</td> <td>カーテンウォール施工</td> <td>・ 金属カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>サッシ施工 ガラス施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>塗装</td> <td>○ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内装工事</td> <td rowspan="2">内装仕上げ施工</td> <td>○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>○ ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管工事</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">舗装工事</td> <td rowspan="2">路面標示施工</td> <td>・ 溶融ペイントハンドマーカール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 加熱ペイントハンドマーカール工事作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設工事	とび	・ とび作業	鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート工事	型枠施工	・ 型枠工事作業	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	鉄骨工事	鉄工	・ 構造物鉄工作業	コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事	ブロック建築 ・ エーエルシーパネル施工	・ コンクリートブロック工事作業 ・ エーエルシーパネル工事作業	防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アパルトコート工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	石工事	石材施工	・ 石張り作業	タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業	木工事	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業	スレート施工	・ スレート工事作業	金属工事	内装仕上げ施工	・ 鋼製下地工事作業	建築板金	・ 内外装板金作業	左官工事	左官	○ 左官作業	建具工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ ガラス工事作業	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業	カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・ 金属カーテンウォール工事作業	サッシ施工 ガラス施工	・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業	塗装工事	塗装	○ 建築塗装作業	内装工事	内装仕上げ施工	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業	○ ボード仕上げ工事作業	表装	・ 壁装作業	配管工事	配管	・ 建築配管作業	舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペイントハンドマーカール工事作業	・ 加熱ペイントハンドマーカール工事作業	植栽工事	造園	・ 造園工事作業	<p>① 一般事項</p> <p>② ベンチマーク</p> <p>③ 足場等</p> <p>④ 養生</p> <p>5. 監督員事務所</p> <p>⑥ 工事中電気設備、工事中給排水設備</p> <p>⑦ 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等</p>	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>・設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格</p> <p>②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては、あらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと。</p> <p>届け出を行った場合は、監督員に報告すること。</p> <p>届け出が不要の場合は、その旨を監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場チェックリスト(任意様式)を用いて点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>また、監督員から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。</p> <p>◎外部足場(種類: 脚立足場)</p> <p>◎内部足場(種類: 内部仕上足場)</p> <p>◎作業範囲への進入防止対策として、桁コン(コンパ-共) 29.4mを5ヶ月間設置する。</p> <p>・足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。</p> <p>・受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下すときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>・石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。</p> <p>・その他</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。</p> <p>◎仮間仕切りは、(A種・B種・C種)とする。</p> <p>・仮設仕切りの出入口部として片開き戸(800×1,800程度)を設けること。</p> <p>◎監督員事務所は(設ける・設けない)</p> <p>◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。</p> <p>(1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計</p> <p>(2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带</p> <p>(3) 誘電加入電話の子機</p> <p>(4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機</p> <p>(5) ファクシミリ他</p> <p>◎既存電力利用(出せる・出来ない)、電力料金(有償・無償)</p> <p>ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用(出せる・出来ない)、水料金(有償・無償)</p> <p>ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎同用地は、(図示の場所に ・ 用意していない)ので業者にて)設けること。</p> <p>ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎借地借家料 円</p>	<p>① 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等</p> <p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び砂地業</p> <p>・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締めを行う。</p> <p>・砂利は、(切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 再生クラッシャラン)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒 度 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切 込 砂 利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切 込 砕 石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシャラン</td> <td>土間下 (1階)</td> <td>110程度</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。</p> <p>① 材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295</td> <td>D10</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 材料試験</p> <p>◎材料試験は行わない。</p> <p>ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>③ 加工及び組立て</p> <p>◎鉄筋の継手は(重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。</p> <p>④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔</p> <p>◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>◎目地がある場合のかぶり厚は、目地底からの寸法とする。</p> <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕各部配筋参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋] ~ [7節-梁貫通孔及びその他の配筋] による。</p> <p>◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督員の検査を受ける。</p> <p>◎あと施工アンカー工事</p> <p>◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。</p> <p>◎施工確認試験を(行う ・ 行わない)。</p> <p>◎あと施工アンカーは(金属系アンカー ・ 接着系アンカー ・ 差嵌アンカー)とする。</p>	種 別	使用部位	厚 さ	粒 度 範 囲	切 込 砂 利				切 込 砕 石				再生ク ラ ッシャラン	土間下 (1階)	110程度	RC-40	規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子		
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																														
仮設工事	とび	・ とび作業																																																																																																														
鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																														
コンクリート工事	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																														
	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																														
鉄骨工事	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																														
コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事	ブロック建築 ・ エーエルシーパネル施工	・ コンクリートブロック工事作業 ・ エーエルシーパネル工事作業																																																																																																														
防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アパルトコート工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																																														
石工事	石材施工	・ 石張り作業																																																																																																														
タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																														
木工事	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																														
屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																														
	スレート施工	・ スレート工事作業																																																																																																														
金属工事	内装仕上げ施工	・ 鋼製下地工事作業																																																																																																														
	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																														
左官工事	左官	○ 左官作業																																																																																																														
建具工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																														
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																																														
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業																																																																																																														
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・ 金属カーテンウォール工事作業																																																																																																														
	サッシ施工 ガラス施工	・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業																																																																																																														
塗装工事	塗装	○ 建築塗装作業																																																																																																														
内装工事	内装仕上げ施工	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業																																																																																																														
		○ ボード仕上げ工事作業																																																																																																														
表装	・ 壁装作業																																																																																																															
配管工事	配管	・ 建築配管作業																																																																																																														
舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペイントハンドマーカール工事作業																																																																																																														
		・ 加熱ペイントハンドマーカール工事作業																																																																																																														
植栽工事	造園	・ 造園工事作業																																																																																																														
種 別	使用部位	厚 さ	粒 度 範 囲																																																																																																													
切 込 砂 利																																																																																																																
切 込 砕 石																																																																																																																
再生ク ラ ッシャラン	土間下 (1階)	110程度	RC-40																																																																																																													
規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)																																																																																																													
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10																																																																																																													
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-																																																																																																														
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子																																																																																																															

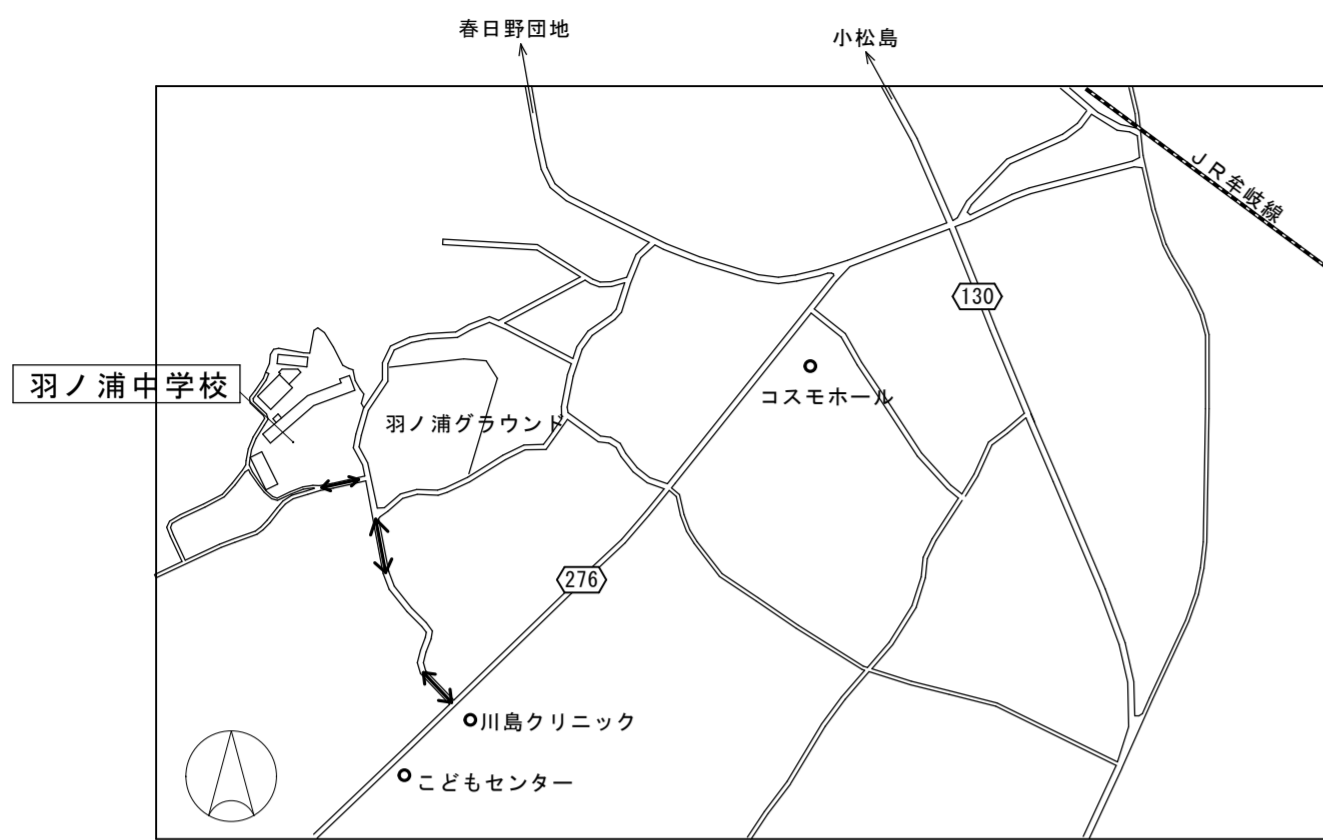
章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																																																																																																																																							
五章 コンクリート工事	<p>① 一般事項</p> <p>◎コンクリートの種別 ・I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・II類(JIS A 5308への適合したコンクリート)</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>調合管理強度 Fn (N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種 別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I類</td> <td>2.3</td> <td>土間コンクリート</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>S</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>I類</td> <td>2.3</td> <td>和式便所撤去箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第三者試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第三者試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこと。 なお、第三者試験機関を選定した場合は、すみやかに監督員に報告すること。</p> <p>② 構造体コンクリートの仕上り</p> <p>◎部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。 ・合板せき板を用いる打放し仕上げの種別は(A ・ B ・ C)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上がりの平たんさは標仕 表6.2.5による。</p> <p>③ 普通コンクリート</p> <p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種)とする。 ・高炉セメントB種適用箇所 () ・フライアッシュセメントB種適用箇所 () ・普通エコセメント適用箇所 () 普通エコセメントを使用するコンクリートに再生骨材Hを使用する場合は、()。</p> <p>◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。</p> <p>◎アルカリシリカ反応性による区分は(A ・ B)とする。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎試験りは(行 う ・ 行 わ ない)。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>④ レディミクストコンクリート工場の指定</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督員の承諾を受ける。</p> <p>⑤ 型枠</p> <p>◎型枠は、(県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>型 枠 の 種 別</th> <th>仕 上 げ 種 別</th> <th>塗 装 の 有 無</th> <th>材 質</th> <th>厚 さ</th> <th>適 用 箇 所</th> </tr> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>型枠用合板</td> <td>12mm</td> <td>衛生器具撤去下ｽﾗﾌﾞ</td> </tr> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種 別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	18	-	15	無	I類	2.3	土間コンクリート	普通	21	S	15	有	I類	2.3	和式便所撤去箇所									型 枠 の 種 別	仕 上 げ 種 別	塗 装 の 有 無	材 質	厚 さ	適 用 箇 所	県産木製型枠	-	なし				6.8.2(2)(ア)	A 種	あり				6.8.2(2)(イ)	B 種	なし				6.8.2(2)(イ)	C 種	なし				6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	型枠用合板	12mm	衛生器具撤去下ｽﾗﾌﾞ	<p>① シーリング</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行 う ・ 行 わ ない)。 ・外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)を行う。 ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <tr> <th>記 号</th> <th>材 質</th> <th>既 存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸 法</th> <th>接 着 試 験</th> </tr> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分形シリコン系</td> <td>-</td> <td>面台</td> <td>充填工法</td> <td>5*5</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分形シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>2成分形ポリサルファイド系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-1</td> <td>1成分形変成シリコン系</td> <td>-</td> <td>トリアックス汚垂体</td> <td>充填工法</td> <td>10*10</td> <td>無</td> </tr> </table> <p>◎鋼板類の種類、厚さは、建具表による。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.11による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.21による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレーセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>② 鋼製軽量建具</p> <table border="1"> <tr> <th>気密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>A-3</td> <td>T-2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>各階女子便所</td> <td>焼付塗装</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>③ 建具用金物</p> <p>① 一般事項</p> <p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>① 床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>ビニル床シート ビニル床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂塗床材</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フローリング張り床材</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ)</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> </table> <p>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備考欄</th> </tr> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </table> <p>② 撤去及び下地補修</p> <p>① 一般事項</p> <p>◎パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のパーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>材 種 ・ 規 格 品</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>工 法</th> <th>厚 さ (mm)</th> <th>不 燃 材 等 の 区 分</th> <th>小 ね じ ・ 釘 ・ 接 着 剤 の 種 類</th> <th>下 地 の 種 類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>せっこうボード (GB-R) JIS A 6901の規格品</td> <td>新設壁</td> <td>下地</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>標仕19.7.2</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td>面台壁 手洗前壁</td> <td>下地</td> <td>12.0</td> <td>-</td> <td>標仕19.7.2</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラバーチン模様 (GB-D) JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付け</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>標仕19.7.2</td> <td>19形</td> <td>塩ビ製 廻縁共</td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>新設壁 天井</td> <td>目透し 突付け</td> <td>6 6</td> <td>不燃</td> <td>製造所仕様</td> <td>GB-R 25形</td> <td>屋外</td> </tr> </table> <p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎びん(アイカ工業株式会社)同等品とする。</p>	記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接 着 試 験	SR-1	1成分形シリコン系	-	面台	充填工法	5*5	無	SR-2	2成分形シリコン系						PS-2	2成分形ポリサルファイド系						MS-1	1成分形変成シリコン系	-	トリアックス汚垂体	充填工法	10*10	無	気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備 考	A-3	T-2	-	-	各階女子便所	焼付塗装							種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニル床シート ビニル床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)		合成樹脂塗床材	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	全面・一部(図示)		フローリング張り床材	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上		床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	全面・一部(図示)		床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上		下地の状況	下地処理方法	備考欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	材 種 ・ 規 格 品	施 工 箇 所	工 法	厚 さ (mm)	不 燃 材 等 の 区 分	小 ね じ ・ 釘 ・ 接 着 剤 の 種 類	下 地 の 種 類	備 考	せっこうボード (GB-R) JIS A 6901の規格品	新設壁	下地	9.5	準不燃	標仕19.7.2	LGS		普通合板 農林省告示第233号	面台壁 手洗前壁	下地	12.0	-	標仕19.7.2	LGS		化粧せっこうボード トラバーチン模様 (GB-D) JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	準不燃	標仕19.7.2	19形	塩ビ製 廻縁共	けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	新設壁 天井	目透し 突付け	6 6	不燃	製造所仕様	GB-R 25形	屋外	<p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p> <p>② 壁改修 ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照 ・間仕切り壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を(行 う ・ 行 わ ない)</p> <p>③ 天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎スタッド、ランナー等の種類は、(50形、65形、100形)とし、改標仕表6.7.1による。</p> <p>◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は、改標仕6.7.4(5)による。</p> <p>◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督員との協議による。</p> <p>◎ランナー上部は、スラブに固定すること。</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。</p> <p>◎屋外の野縁受・吊りボルト及びビニルシート・野縁の間隔は屋内と同様とする。</p> <p>◎天井のふところが3m以上の箇所の補強方法は図示による。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">材 質</th> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">色 柄</th> <th rowspan="2">厚 さ</th> <th colspan="2">幅 木</th> <th rowspan="2">接着剤</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>材 質</th> <th>厚 さ</th> </tr> <tr> <td>塩ビ</td> <td>複層</td> <td>FS</td> <td>無地</td> <td>2.0</td> <td>塩ビ</td> <td>2.0</td> <td>100</td> <td>標仕表 19.2.1</td> <td>便所床</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎複層ビニル床シートは、抗菌仕様とする。</p> <p>◎材質(軟質・硬質)、高さ(75mm)、厚さ(2.0mm)。</p> <p>◎ハイドレキ707PU(薄型)(TOTO株式会社)同等品とする。 図面寸法に合わせて、切欠加工を行うこと。</p> <p>◎パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のパーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>材 種 ・ 規 格 品</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>工 法</th> <th>厚 さ (mm)</th> <th>不 燃 材 等 の 区 分</th> <th>小 ね じ ・ 釘 ・ 接 着 剤 の 種 類</th> <th>下 地 の 種 類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>せっこうボード (GB-R) JIS A 6901の規格品</td> <td>新設壁</td> <td>下地</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>標仕19.7.2</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td>面台壁 手洗前壁</td> <td>下地</td> <td>12.0</td> <td>-</td> <td>標仕19.7.2</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラバーチン模様 (GB-D) JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付け</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>標仕19.7.2</td> <td>19形</td> <td>塩ビ製 廻縁共</td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>新設壁 天井</td> <td>目透し 突付け</td> <td>6 6</td> <td>不燃</td> <td>製造所仕様</td> <td>GB-R 25形</td> <td>屋外</td> </tr> </table> <p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎びん(アイカ工業株式会社)同等品とする。</p>	撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面		ボード面まで	-	ボード面を残し仕上げのみ		材 質	種 類	色 柄	厚 さ	幅 木		接着剤	施工箇所	備 考	材 質	厚 さ	塩ビ	複層	FS	無地	2.0	塩ビ	2.0	100	標仕表 19.2.1	便所床		材 種 ・ 規 格 品	施 工 箇 所	工 法	厚 さ (mm)	不 燃 材 等 の 区 分	小 ね じ ・ 釘 ・ 接 着 剤 の 種 類	下 地 の 種 類	備 考	せっこうボード (GB-R) JIS A 6901の規格品	新設壁	下地	9.5	準不燃	標仕19.7.2	LGS		普通合板 農林省告示第233号	面台壁 手洗前壁	下地	12.0	-	標仕19.7.2	LGS		化粧せっこうボード トラバーチン模様 (GB-D) JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	準不燃	標仕19.7.2	19形	塩ビ製 廻縁共	けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	新設壁 天井	目透し 突付け	6 6	不燃	製造所仕様	GB-R 25形	屋外	<p>③ 軽量鉄骨壁下地</p> <p>④ 軽量鉄骨天井下地</p> <p>⑤ ビニル床シート張り (JIS A 5705) ビニル床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り</p> <p>⑥ ビニル幅木</p> <p>⑦ 汚垂タイル</p> <p>⑧ せっこうボードその他 ボード及び合板張り</p> <p>⑨ メラミン化粧板</p>
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種 別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																																																																																																																																																																																																																																																					
普通	18	-	15	無	I類	2.3	土間コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																					
普通	21	S	15	有	I類	2.3	和式便所撤去箇所																																																																																																																																																																																																																																																																					
型 枠 の 種 別	仕 上 げ 種 別	塗 装 の 有 無	材 質	厚 さ	適 用 箇 所																																																																																																																																																																																																																																																																							
県産木製型枠	-	なし																																																																																																																																																																																																																																																																										
6.8.2(2)(ア)	A 種	あり																																																																																																																																																																																																																																																																										
6.8.2(2)(イ)	B 種	なし																																																																																																																																																																																																																																																																										
6.8.2(2)(イ)	C 種	なし																																																																																																																																																																																																																																																																										
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	型枠用合板	12mm	衛生器具撤去下ｽﾗﾌﾞ																																																																																																																																																																																																																																																																							
記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接 着 試 験																																																																																																																																																																																																																																																																						
SR-1	1成分形シリコン系	-	面台	充填工法	5*5	無																																																																																																																																																																																																																																																																						
SR-2	2成分形シリコン系																																																																																																																																																																																																																																																																											
PS-2	2成分形ポリサルファイド系																																																																																																																																																																																																																																																																											
MS-1	1成分形変成シリコン系	-	トリアックス汚垂体	充填工法	10*10	無																																																																																																																																																																																																																																																																						
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																							
A-3	T-2	-	-	各階女子便所	焼付塗装																																																																																																																																																																																																																																																																							
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																									
ビニル床シート ビニル床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)																																																																																																																																																																																																																																																																										
合成樹脂塗床材	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	全面・一部(図示)																																																																																																																																																																																																																																																																										
フローリング張り床材	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上																																																																																																																																																																																																																																																																										
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	全面・一部(図示)																																																																																																																																																																																																																																																																										
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上																																																																																																																																																																																																																																																																										
下地の状況	下地処理方法	備考欄																																																																																																																																																																																																																																																																										
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																																																																																																																																																																																																																																										
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																																																																																																																																																																																																																																										
材 種 ・ 規 格 品	施 工 箇 所	工 法	厚 さ (mm)	不 燃 材 等 の 区 分	小 ね じ ・ 釘 ・ 接 着 剤 の 種 類	下 地 の 種 類	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																					
せっこうボード (GB-R) JIS A 6901の規格品	新設壁	下地	9.5	準不燃	標仕19.7.2	LGS																																																																																																																																																																																																																																																																						
普通合板 農林省告示第233号	面台壁 手洗前壁	下地	12.0	-	標仕19.7.2	LGS																																																																																																																																																																																																																																																																						
化粧せっこうボード トラバーチン模様 (GB-D) JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	準不燃	標仕19.7.2	19形	塩ビ製 廻縁共																																																																																																																																																																																																																																																																					
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	新設壁 天井	目透し 突付け	6 6	不燃	製造所仕様	GB-R 25形	屋外																																																																																																																																																																																																																																																																					
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																																																																																																																																																																																																											
天井下地を含む全面																																																																																																																																																																																																																																																																												
ボード面まで	-																																																																																																																																																																																																																																																																											
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																																																																																																																																																																																																												
材 質	種 類	色 柄	厚 さ	幅 木		接着剤	施工箇所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																				
				材 質	厚 さ																																																																																																																																																																																																																																																																							
塩ビ	複層	FS	無地	2.0	塩ビ	2.0	100	標仕表 19.2.1	便所床																																																																																																																																																																																																																																																																			
材 種 ・ 規 格 品	施 工 箇 所	工 法	厚 さ (mm)	不 燃 材 等 の 区 分	小 ね じ ・ 釘 ・ 接 着 剤 の 種 類	下 地 の 種 類	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																					
せっこうボード (GB-R) JIS A 6901の規格品	新設壁	下地	9.5	準不燃	標仕19.7.2	LGS																																																																																																																																																																																																																																																																						
普通合板 農林省告示第233号	面台壁 手洗前壁	下地	12.0	-	標仕19.7.2	LGS																																																																																																																																																																																																																																																																						
化粧せっこうボード トラバーチン模様 (GB-D) JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	準不燃	標仕19.7.2	19形	塩ビ製 廻縁共																																																																																																																																																																																																																																																																					
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	新設壁 天井	目透し 突付け	6 6	不燃	製造所仕様	GB-R 25形	屋外																																																																																																																																																																																																																																																																					
		阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785		●工事名 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事	●縮尺 -	設 計	図 面 番 号																																																																																																																																																																																																																																																																					
				●図面名 特記仕様書⑤	●年月 R6.4	後藤	5																																																																																																																																																																																																																																																																					

章 項 目	特 記 事 項																									
⑩ モルタル塗り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上りの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>EP-G塗り</td> <td>—</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎モルタルは(現場調合材料・既配合材料)とする。 現場調合材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既配合材料の場合はJIS A 6916による。</p> <p>◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。</p> <p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎吸水調整材(モルタル用)の製造所：評価名簿による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。</p>	施工箇所	仕上りの種類	目地の材質	防水の有無	備 考	壁	EP-G塗り	—	無																
施工箇所	仕上りの種類	目地の材質	防水の有無	備 考																						
壁	EP-G塗り	—	無																							
⑪ 床コンクリート直均し仕上げ	◎施工箇所(便所床)																									
⑫ アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	◎施工箇所(便所壁)																									
	◎エポキシ樹脂：アンカーピン固定用エポキシ樹脂 充填量：25ml/本 ピン間隔：200mm(5本/m)																									
	◎エポキシ樹脂の製造所：製造所の仕様による。																									
	◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、市単価で行う)																									
	◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。																									
⑬ 接着剤	◎壁紙施工でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																									
⑭ 7床見切	◎材種(7床)																									
	◎取付方法はビス止めとする。																									
	◎7床床押さえ27穴あき(品番：61502)及び7床ノスリッパ A36(品番：61601)(株)創建同等品とする。																									
九章 塗装改修工事	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。																									
① 一般事項	◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。																									
	◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																									
② 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th colspan="2">錆止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋 外</th> <th>屋 内</th> <th>屋 外</th> <th>屋 内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備 考	屋 外	屋 内	屋 外	屋 内	木部		B種	RB種	—	—								
区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備 考																				
	屋 外	屋 内		屋 外	屋 内																					
木部		B種	RB種	—	—																					
③ つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th colspan="2">錆止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋 外</th> <th>屋 内</th> <th>屋 外</th> <th>屋 内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボード面</td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モルタル面</td> <td></td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備 考	屋 外	屋 内	屋 外	屋 内	ボード面	B種	B種	B種	—	—		モルタル面		B種	RB種	—	—	
区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備 考																				
	屋 外	屋 内		屋 外	屋 内																					
ボード面	B種	B種	B種	—	—																					
モルタル面		B種	RB種	—	—																					

章 項 目	特 記 事 項																				
十章 ユニット及びその他工事	① トイレブース																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表面材の種類</th> <th>脚 部</th> <th>ドアエッジ形状</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メラミン</td> <td>巾木タイプ</td> <td>アール</td> <td>各階便所</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎SA(パナボ-工業株式会社)、TA40(三和サッター工業株式会社)、サニテB-GPR(小松アル工業株式会社)同等品以上とする。</p> <p>◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎トイレブース設置後、シーリング(MS-1)を行うこと。</p>	表面材の種類	脚 部	ドアエッジ形状	場 所	メラミン	巾木タイプ	アール	各階便所												
表面材の種類	脚 部	ドアエッジ形状	場 所																		
メラミン	巾木タイプ	アール	各階便所																		
	② 表示																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>材 質</th> <th>寸 法</th> <th>厚 さ</th> <th>取付高さ</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女便所</td> <td>ビクサ付平付</td> <td>200×200</td> <td>5</td> <td>FL+2,000</td> <td>各階</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>ビクサ付平付</td> <td>250×60</td> <td>5</td> <td>FL+2,000</td> <td>各階</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎7床室名サインFAC-60(杉田エス同等品)及び7床ビクサ付F-4(杉田エス同等品)とする。</p> <p>◎設置高さは、天端合わせとする。</p>	区 分	材 質	寸 法	厚 さ	取付高さ	施工箇所	男女便所	ビクサ付平付	200×200	5	FL+2,000	各階	出入口	ビクサ付平付	250×60	5	FL+2,000	各階		
区 分	材 質	寸 法	厚 さ	取付高さ	施工箇所																
男女便所	ビクサ付平付	200×200	5	FL+2,000	各階																
出入口	ビクサ付平付	250×60	5	FL+2,000	各階																
	③ 面台天板																				
	◎7床ストッパーMカクナ-UYS1FV(アイカ工業株式会社同等品)とする。																				
	◎寸法：W=150、T=20																				
	◎YKH402R(TOTO同等品)とする。																				
	◎YM6075A、YM4560A(TOTO同等品)とする。																				
十一章 環境配慮改修工事	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。																				
	◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。																				
	◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) 石綿除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。																				
	◎石綿含有建材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。																				
	◎養生等 (1) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 足場(脚立足場)																				
	◎工法 (1) 除去は、石綿を含まない内装材及び外部建具の撤去にさきかけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により石綿成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。																				
	◎作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。																				
	◎除去箇所一覧表																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ピロティ</td> <td>天井</td> <td>アスベスト板t=5</td> <td>9.1m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	1	ピロティ	天井	アスベスト板t=5	9.1m ²										
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積																	
1	ピロティ	天井	アスベスト板t=5	9.1m ²																	
	◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。																				

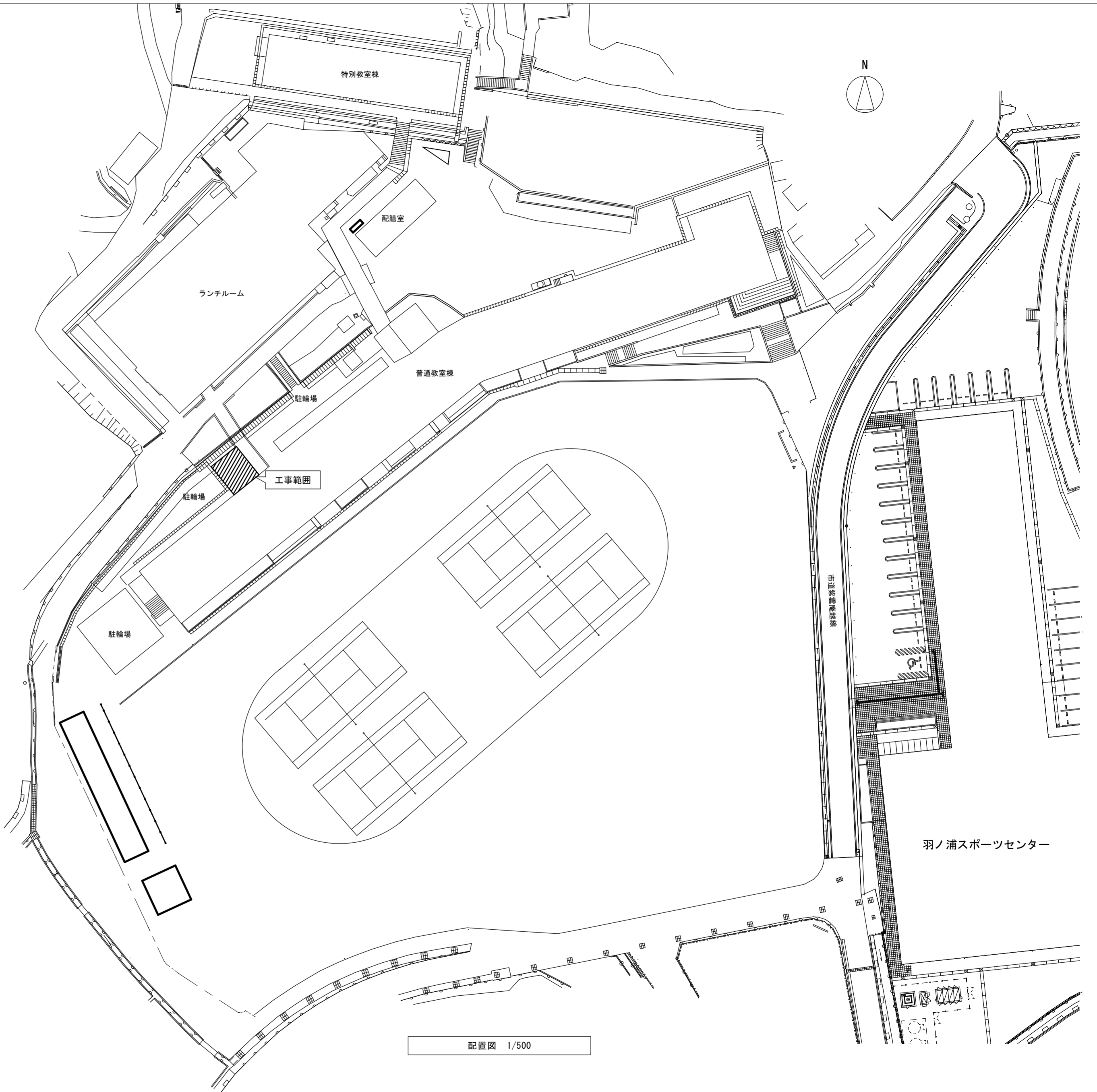
《凡例》

〈防水〉	
MS-1	1成分形変成シリコン系シーリング
SR-1	1成分形シリコン系シーリング
〈金属〉	
LGS	軽量鉄骨壁下地
AL	7床
SUS	ステンレス
〈内装〉	
GB-R9.5	せっこうボード 9.5mm
GB-S12.5	シーリングせっこうボード 12.5mm
FK6	けい酸カルシウム板 6.0mm
GB-D	化粧せっこうボード 9.5mm
〈塗装〉	
EP-G塗り	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り
SOP塗り	合成樹脂調合ペイント塗り
〈建具〉	
DC	ドアカクナ-(ストッ付)
LD	レゾルシノール錠
PD	シリカゲール一本締め
SM	サニタリー



付近見取図 1/2500

車両ルートは、矢印による。



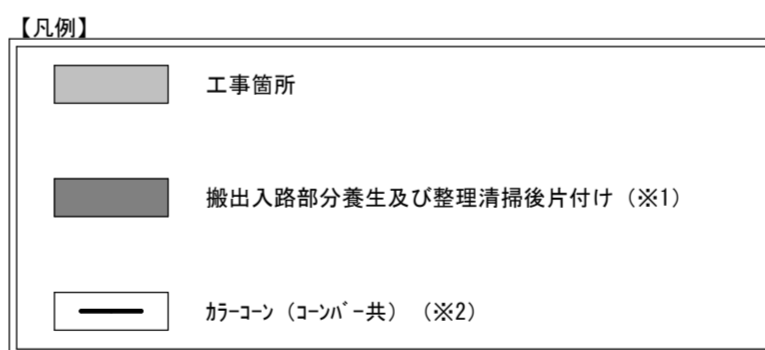
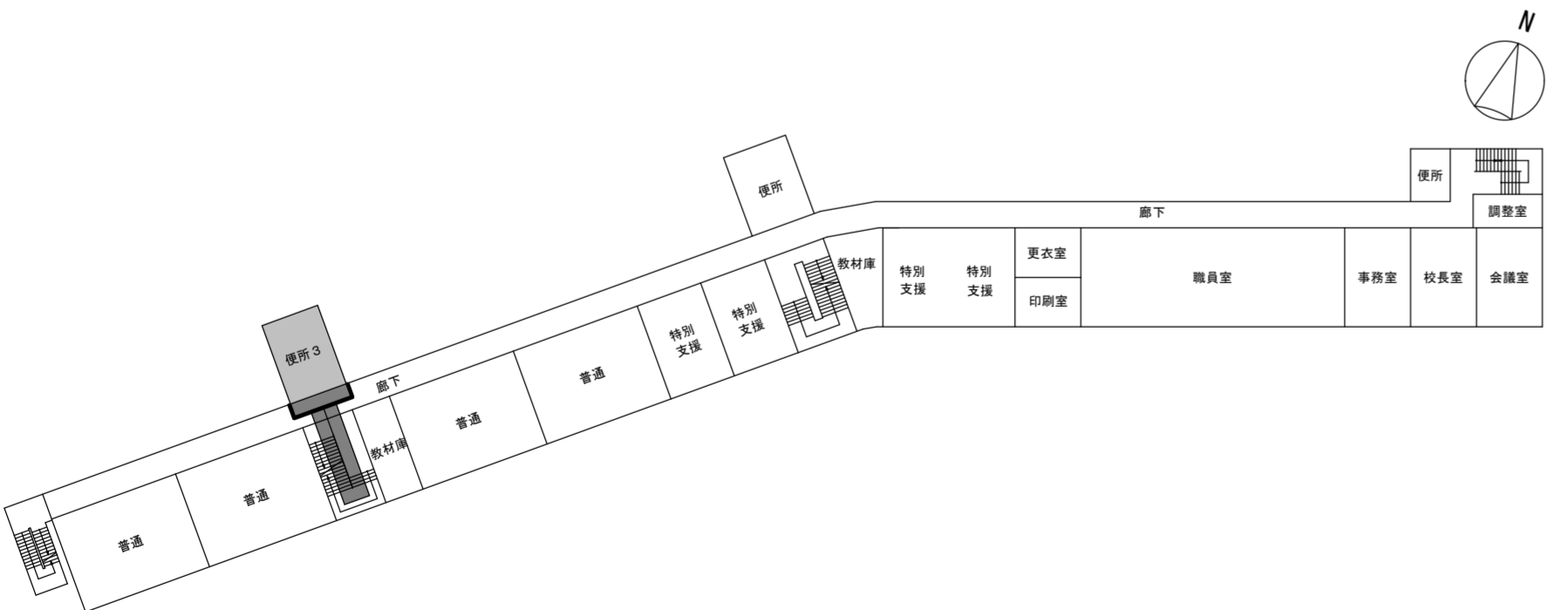
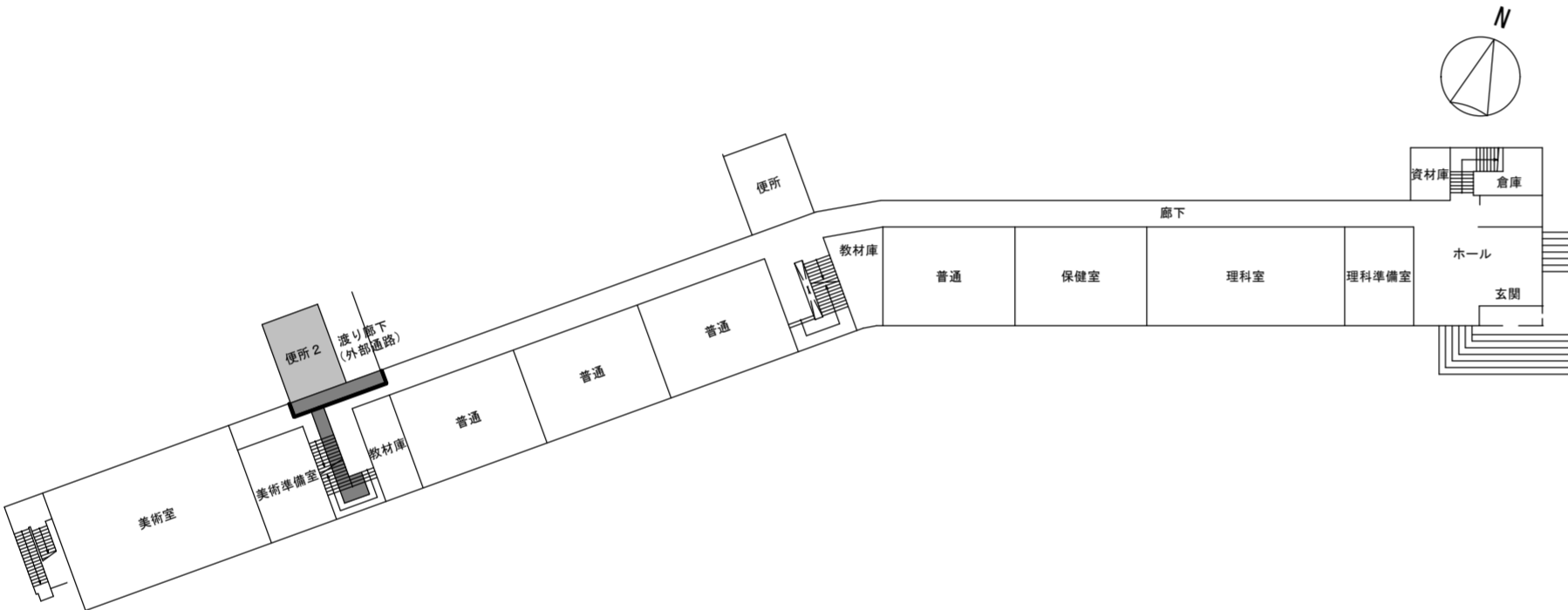
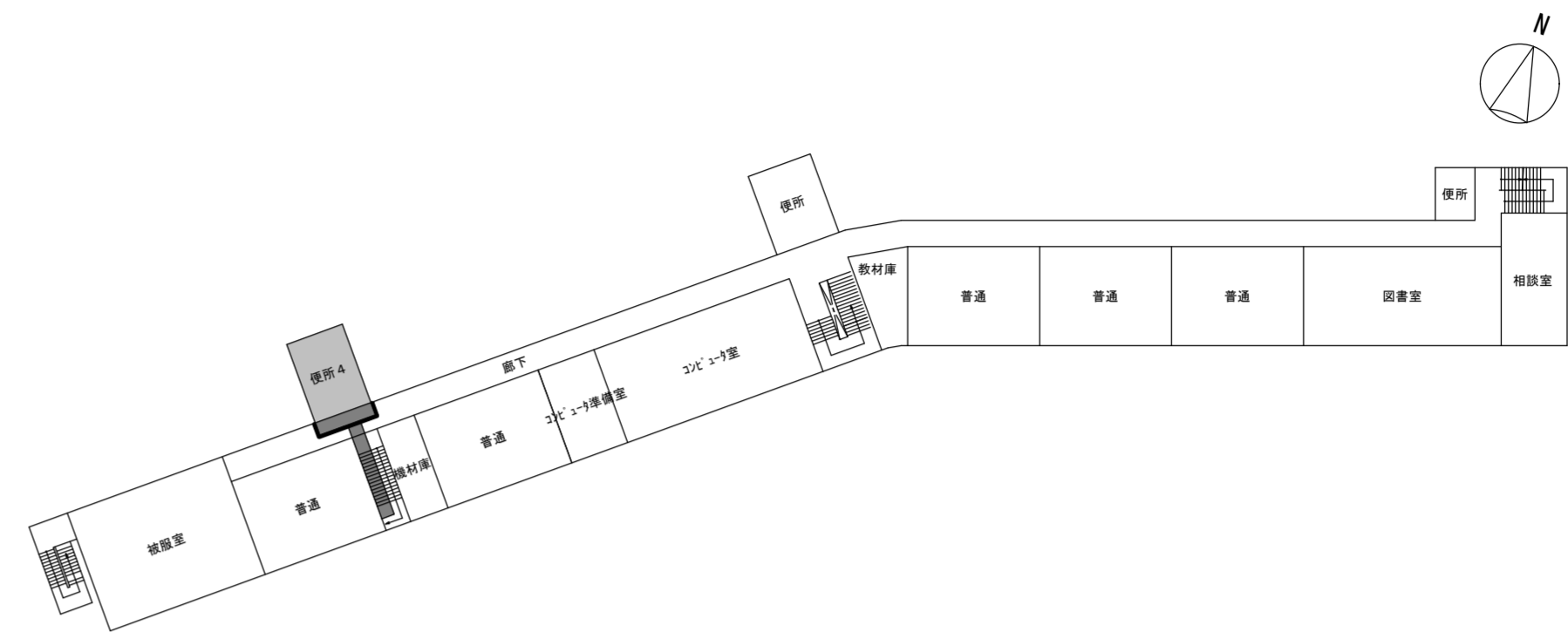
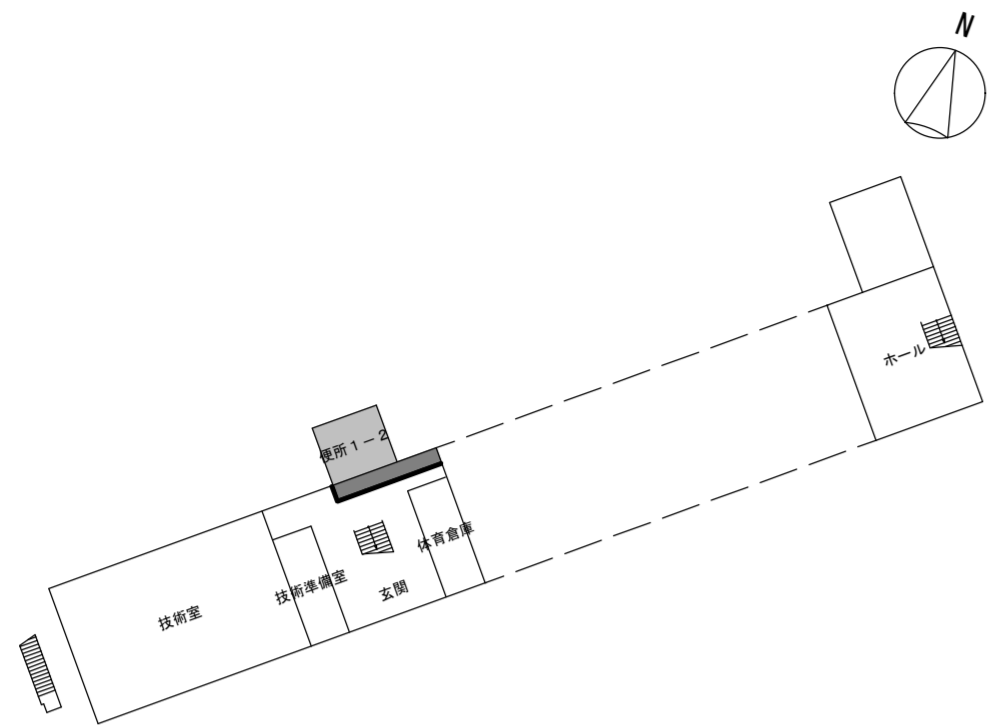
配置図 1/500

阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所
教育委員会 教育部 教育総務課
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

- 工事名 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事
- 図面名 付近見取図, 配置図

●縮尺 図示
●年月 R6.4

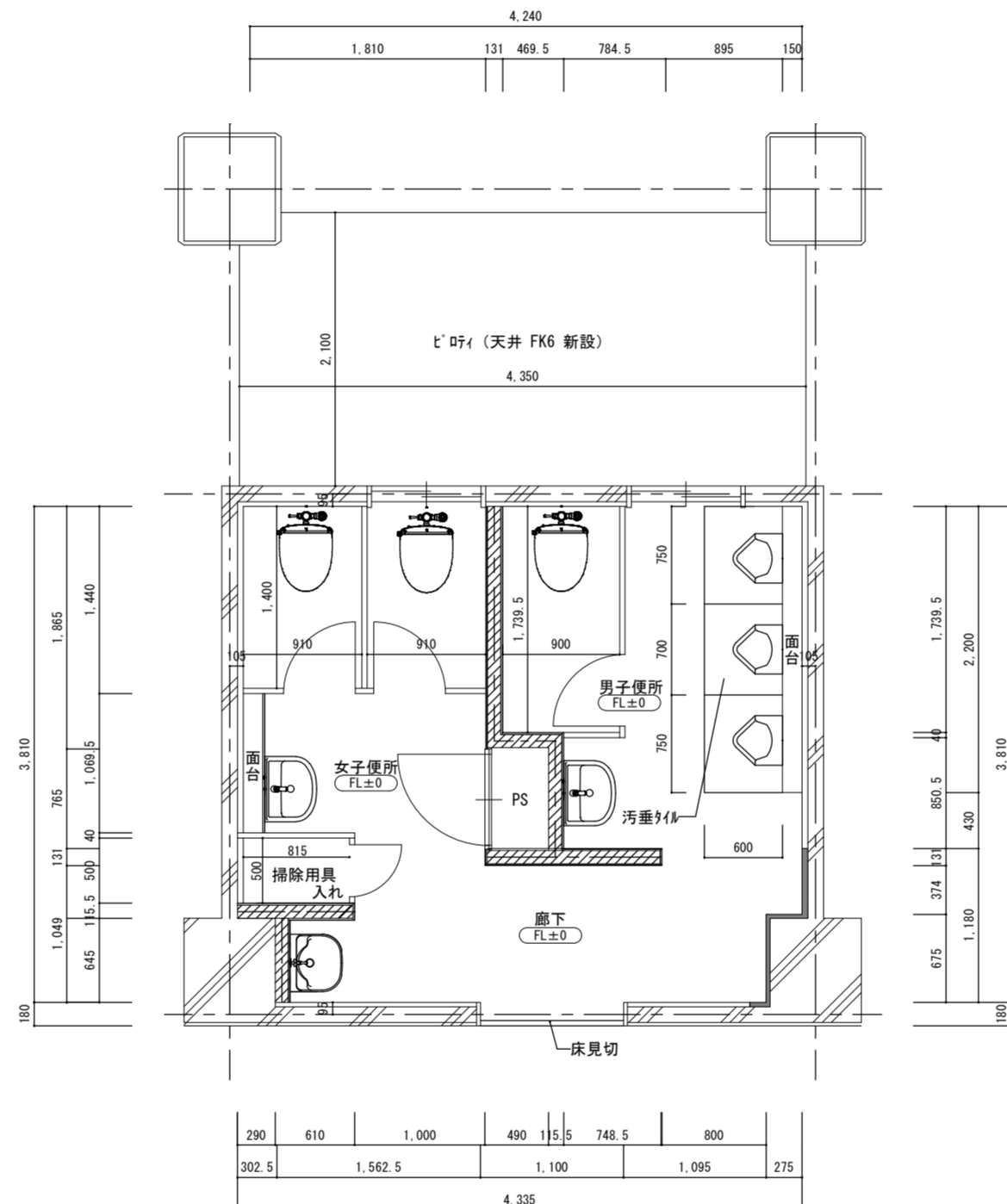
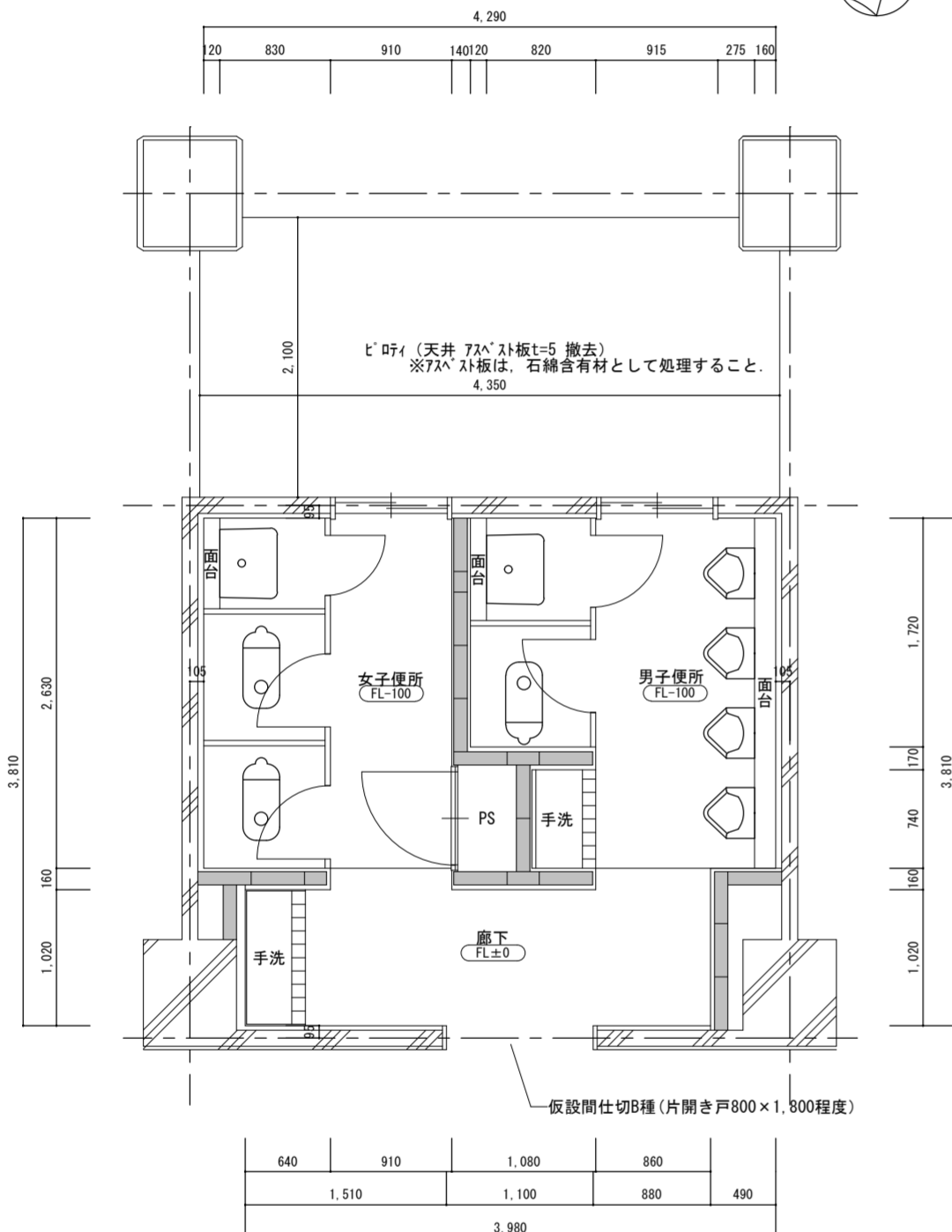
設計 後藤
図面番号 7



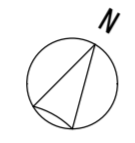
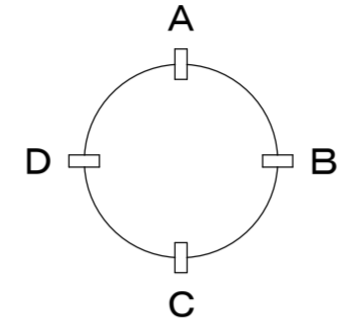
※1. 搬出入路部分養生及び整理清掃後片付け範囲は下記による。
 搬出入路部分の養生は、床養生シート敷きを行うこと。
 1階は、7.3m²見込む。
 2階は、22.3m²見込む。
 3階は、19.6m²見込む。
 4階は、19.6m²見込む。

※2. カラコン設置範囲は下記による。
 1階は、8.2m見込む。
 2階は、9.2m見込む。
 3階は、6.0m見込む。
 4階は、6.0m見込む。

※ 作業箇所の出入り口部に仮設間仕切(片開き戸共)を設置し、撤去工事時の飛散防止対策を行うこと。



凡例 LGS100 (面台部除く)



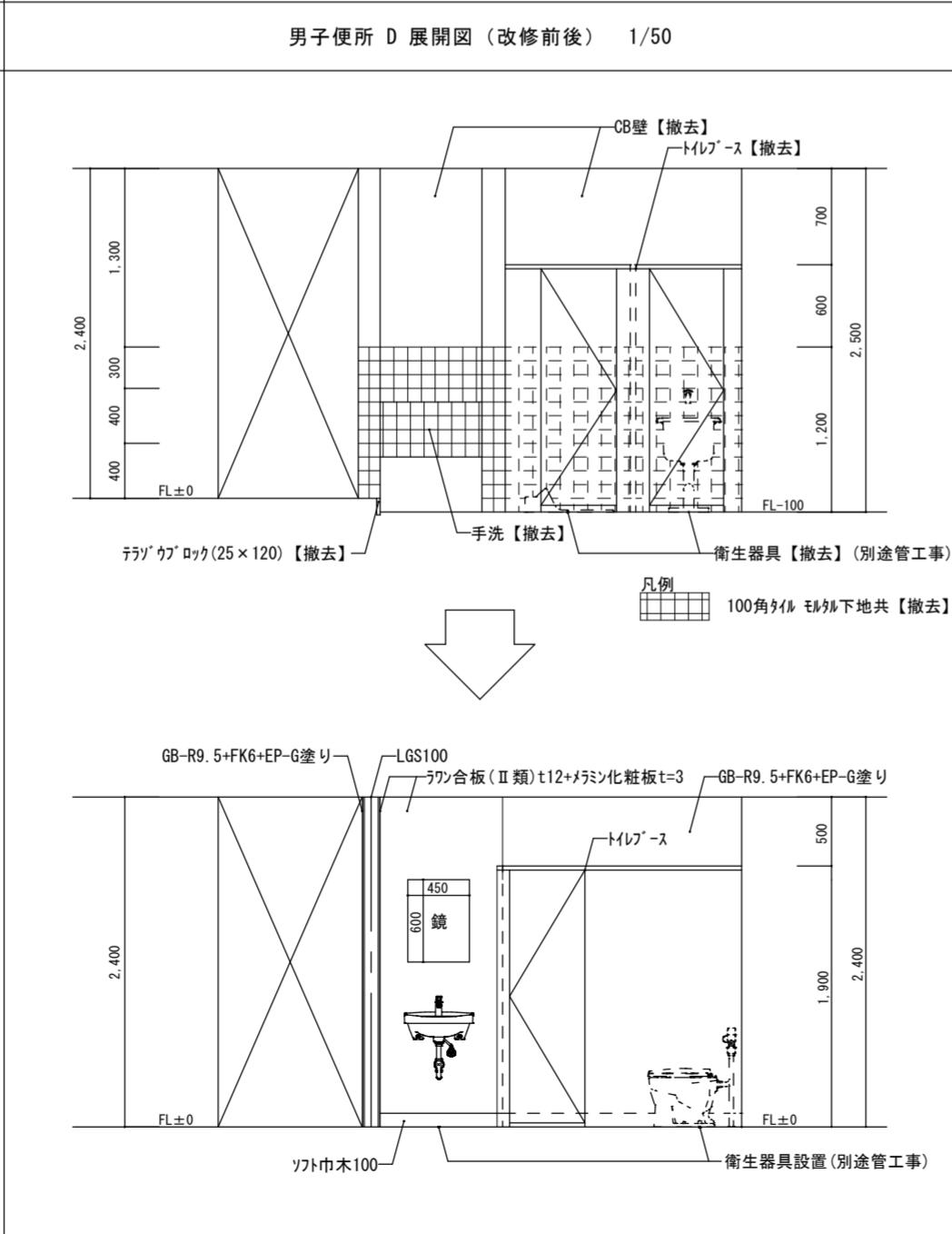
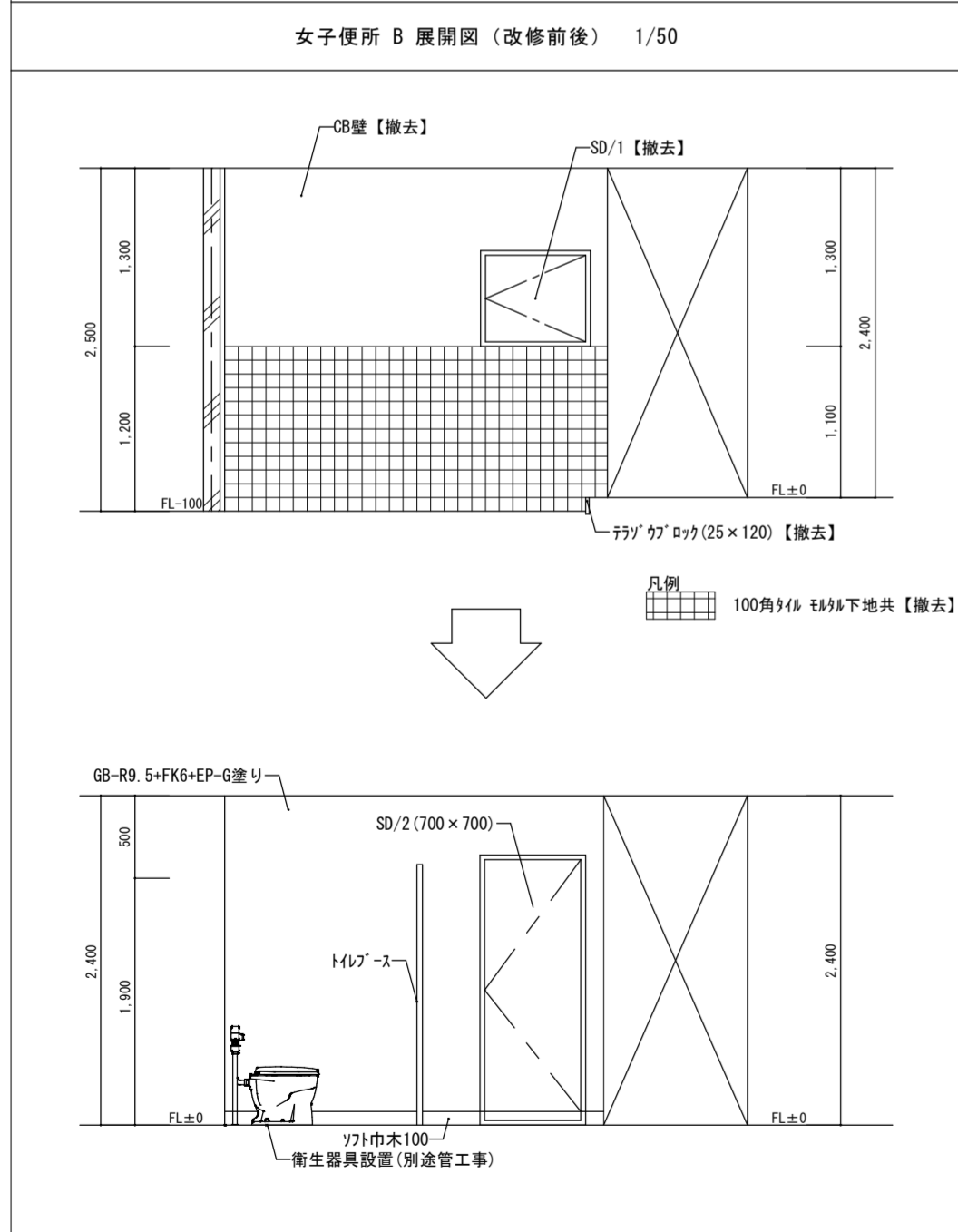
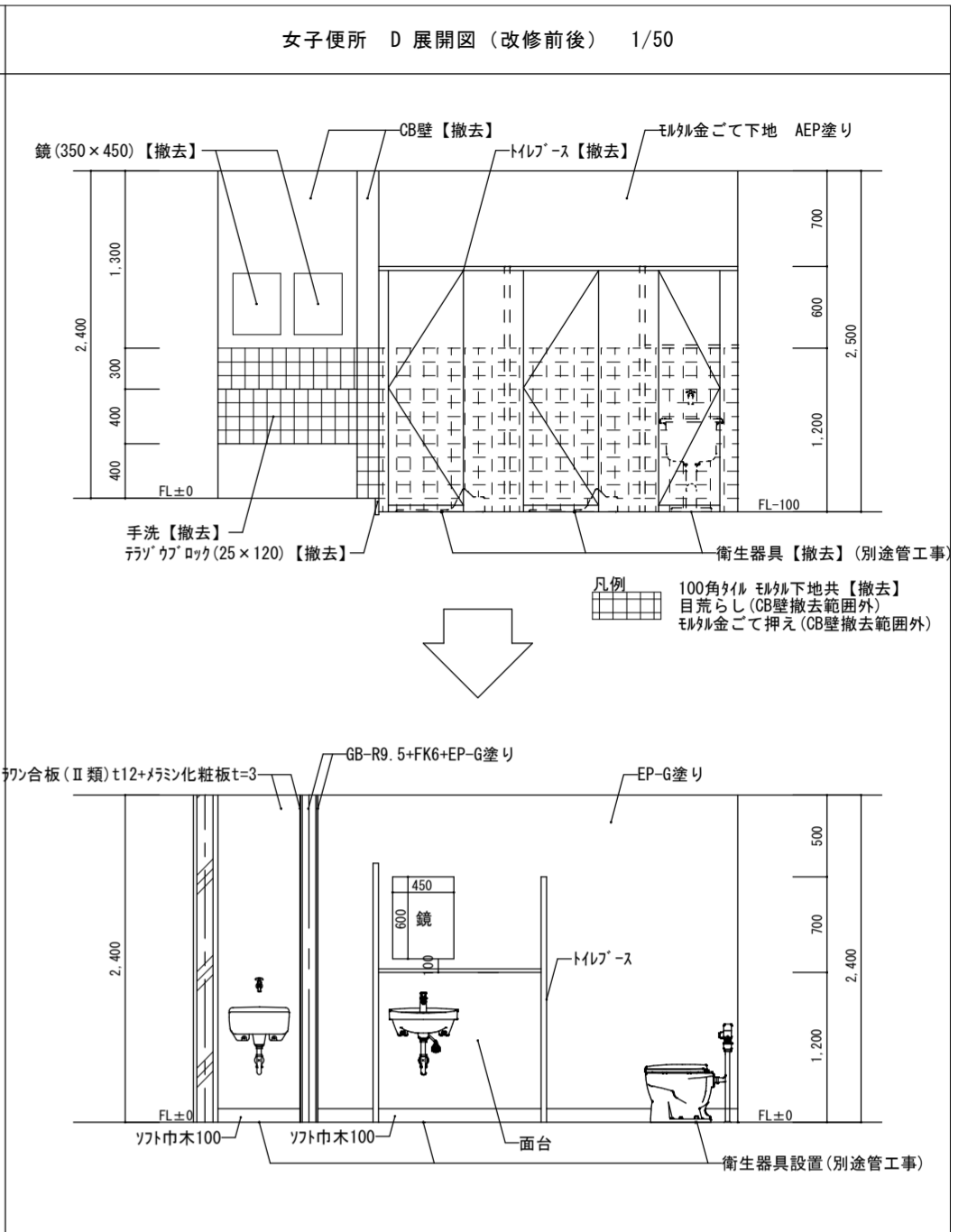
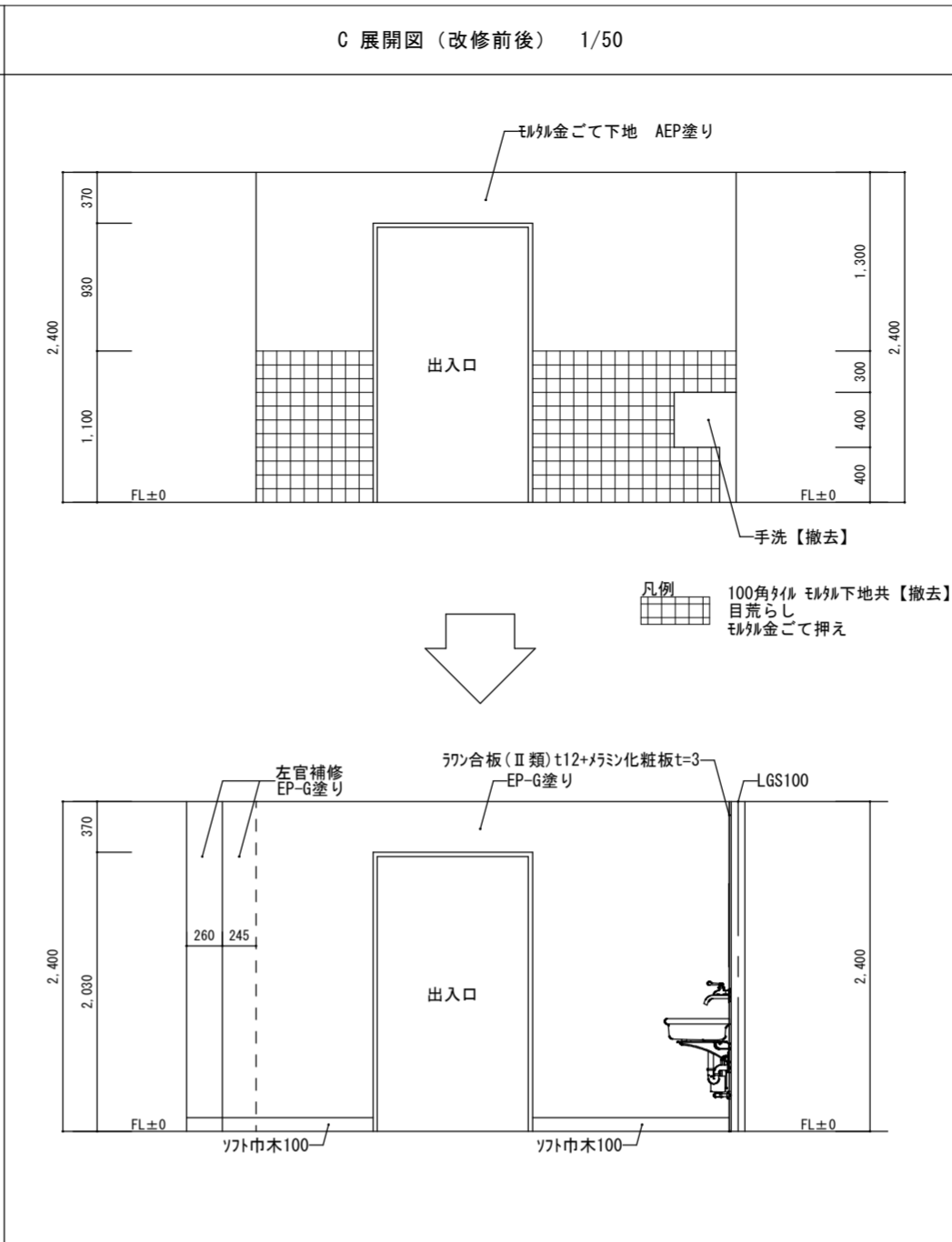
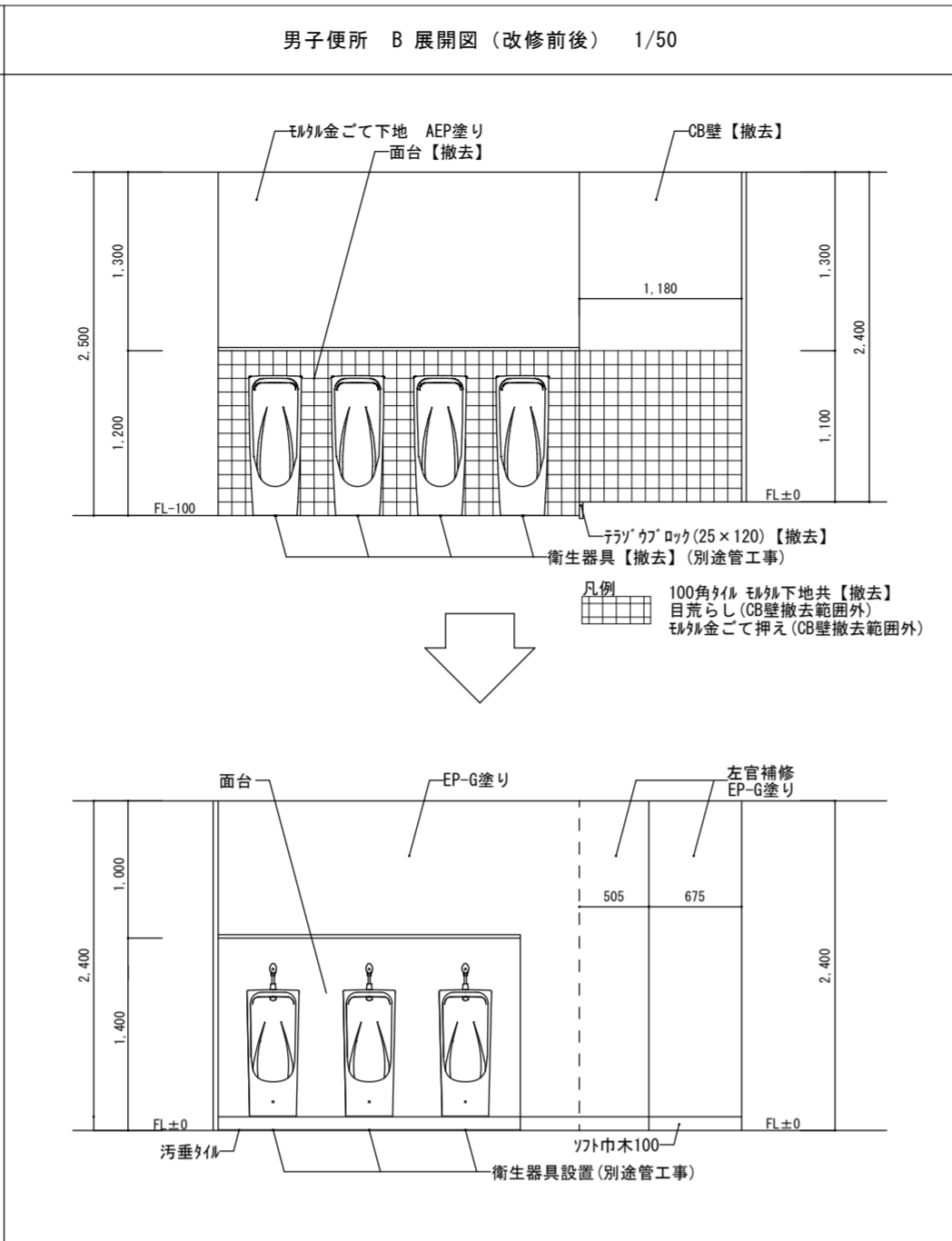
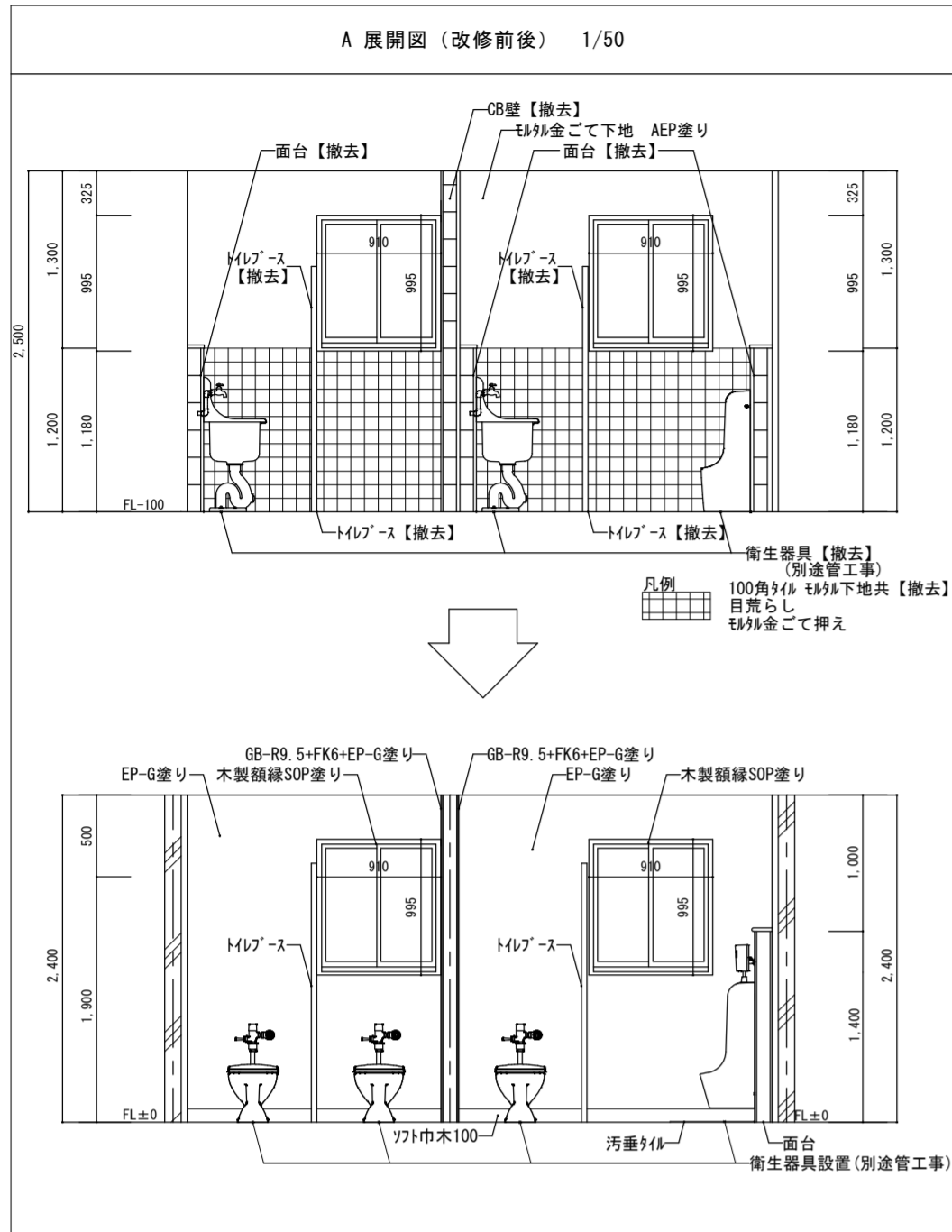
改修前		
箇所	下地	仕上
床	モルタル下地t=50【撤去】 土間コンクリートt=120【撤去】	25角磁器質タイル(丸)【撤去】
床(PS)	土間コンクリートt=120【撤去】	-
床(廊下)	モルタル下地t=50【撤去】 土間コンクリートt=120【撤去】	タイル系塗床【撤去】
腰壁	モルタル押え【撤去】 モルタル下地【撤去】 コンクリートブロック【撤去】	100角磁器質タイル【撤去】 100角磁器質タイル【撤去】
壁	モルタル押え モルタル下地【撤去】 CB(FL-700~上層タイル底)【撤去】 コンクリート(FL-100~FL-650)【撤去】	VP塗り VP塗り
面台	モルタル下地【撤去】 コンクリートブロック【撤去】	100角磁器質タイル【撤去】 天端：セラミックタイル【撤去】
手洗	コンクリートブロック【撤去】 モルタル下地【撤去】	100角磁器質タイル【撤去】 天端：セラミックタイル【撤去】
天井	軽量鉄骨天井下地 19形【撤去】 アスベスト t=9【撤去】	VP塗り 450角天井点検口【撤去】

改修後		
箇所	下地	仕上
床	土間コンクリートt=120 D10#200 差筋7か-D10 L=450 #200共 砕石敷き(RC-40) t=110	床モルタル塗り ビニル床シート張り t=2.0 汚垂タイル
床(PS)	土間コンクリートt=120 D10#200 差筋7か-D10 L=450 #200共 砕石敷き(RC-40) t=150	-
床(廊下)	モルタル下地t=50 土間コンクリートt=120	タイル系塗床 ビニル床シート張り t=2.0
腰壁	モルタル押え【左官補修】 LGS100 GB-R9.5 + FK6 LGS100 ワッ合板(Ⅱ類)t12	ソフト巾木H100 EP-G塗り ソフト巾木H100 EP-G塗り ソフト巾木H100 フッ素化粧板 t=3
壁	モルタル押え 【アコビシロウ部分に杉樹脂注入工法】 LGS100 GB-R9.5 + FK6 LGS100 ワッ合板(Ⅱ類)t12	EP-G塗り EP-G塗り フッ素化粧板 t=3
面台	LGS100 ワッ合板(Ⅱ類)t12	側面：フッ素化粧板 t=3 天端：面台天板
手洗	LGS100 ワッ合板(Ⅱ類)t12	フッ素化粧板 t=3
天井	軽量鉄骨天井下地	GB-D(910×1,820 t=9.5) 塩ビ製廻縁共 450角天井点検口補強共

内部仕上表

特記事項
 陶器取り外しは、管工事とする。
 アコビシロウ部分に杉樹脂注入工法は、各階で、4m(幅200mm以下)、2ヶ所(0.25m2以下)見込む。
 施工数量変更に伴い、精算すること。
 木製廻縁は、SOP塗りを行うこと。
 ビニル天井部は、アスベスト撤去後、FK6突付とする。

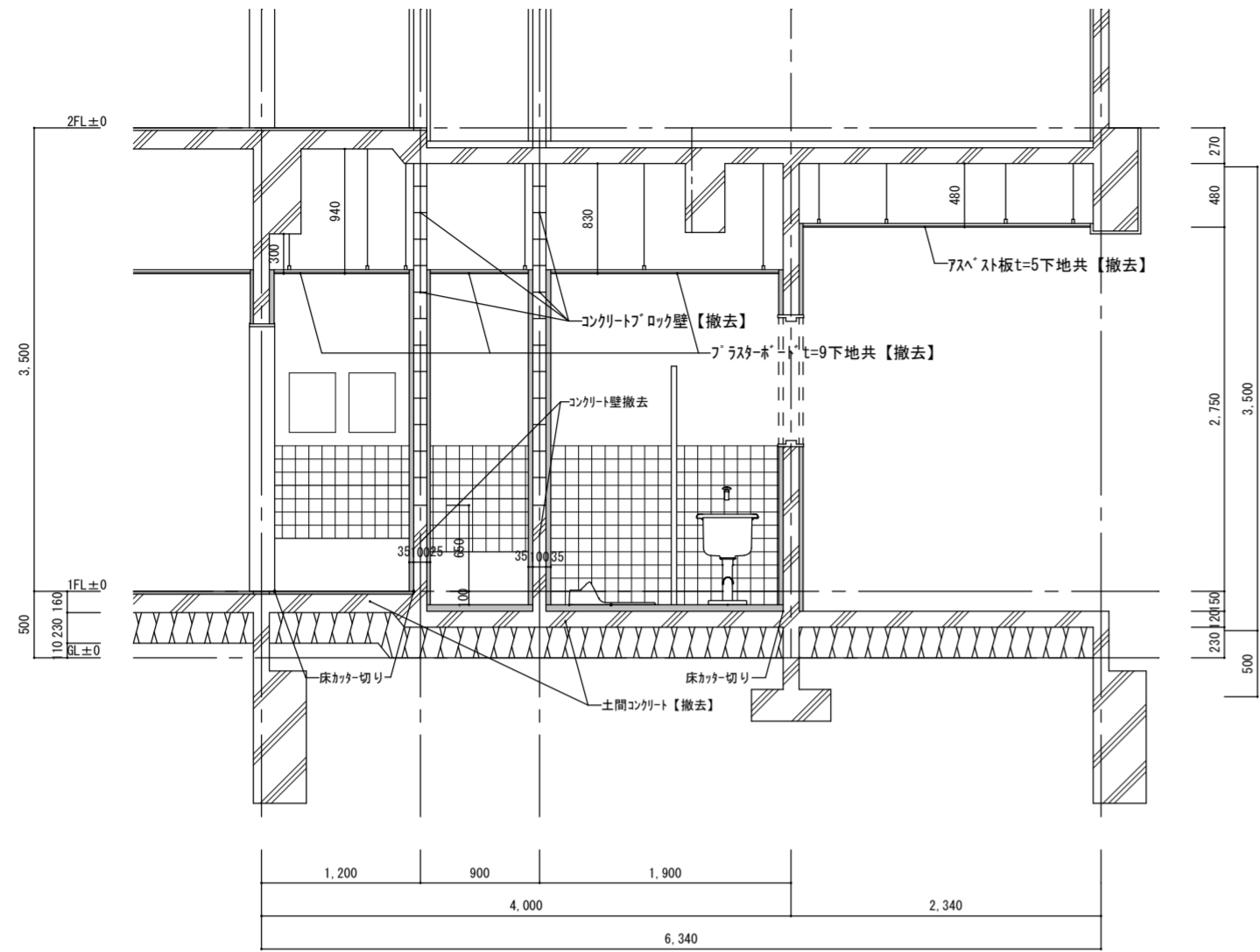
特記事項



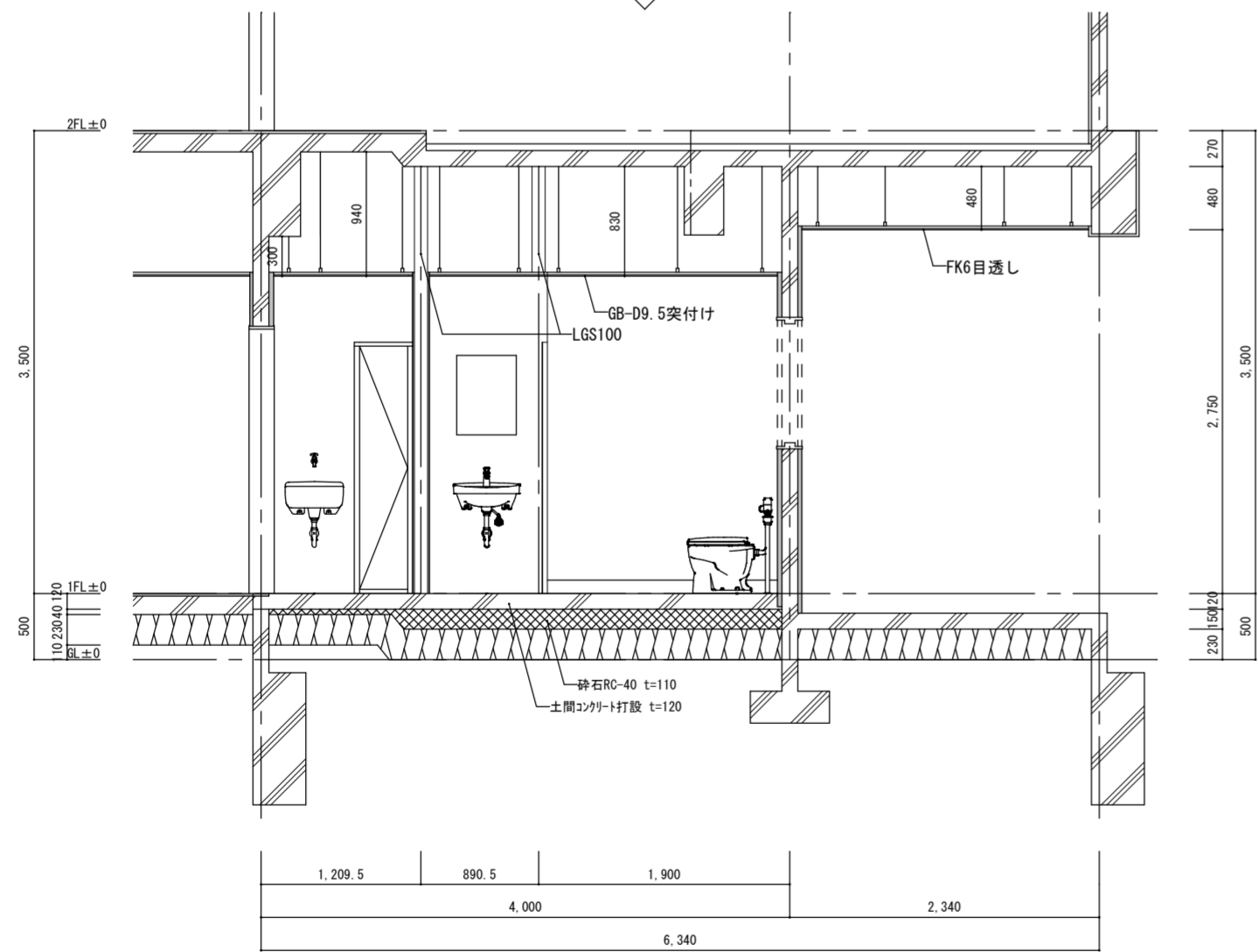
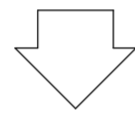
衛生器具及び配管類の撤去・新設は、別途管工事にて行う。
照明器具及び電気配線の撤去・新設は、別途電気工事にて行う。
上記設置に伴う補強等は、建築工事にて行う。

阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所
教育委員会 教育部 教育総務課
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

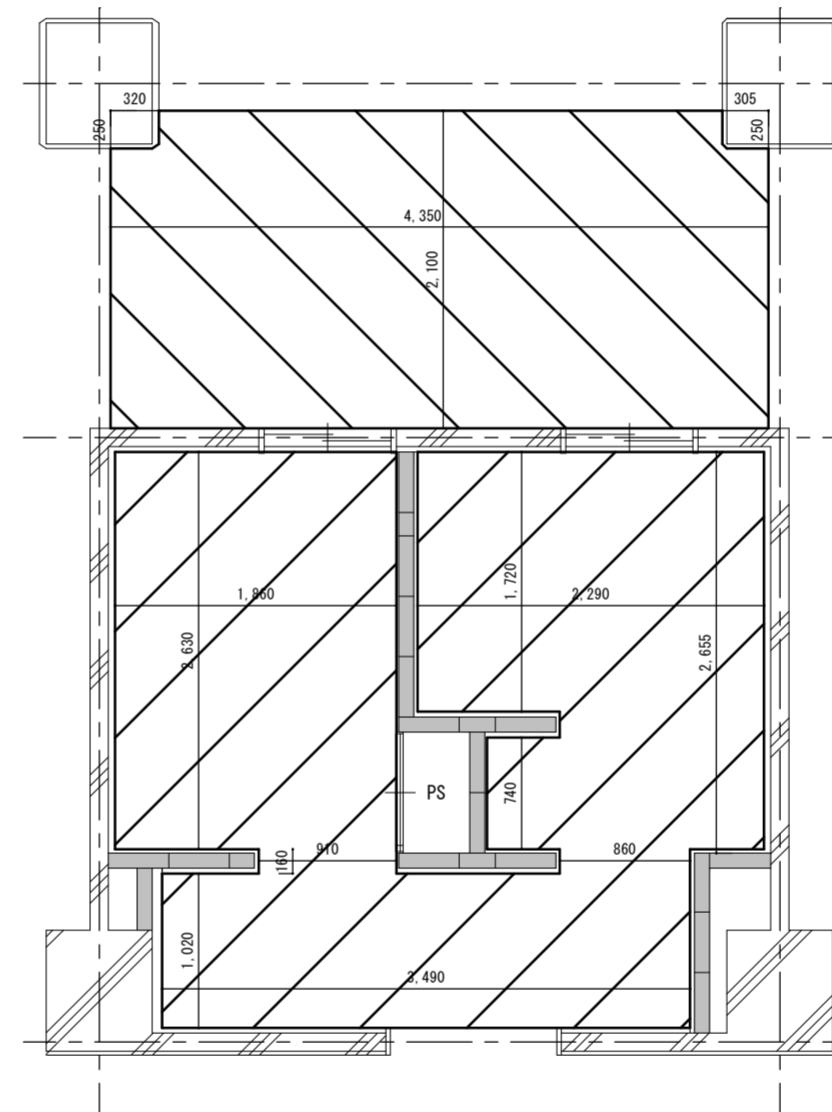
●工事名	羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事	●縮尺	図示	設計	図面番号
●図面名	1階便所 展開図	●年月	R6.4	後藤	10



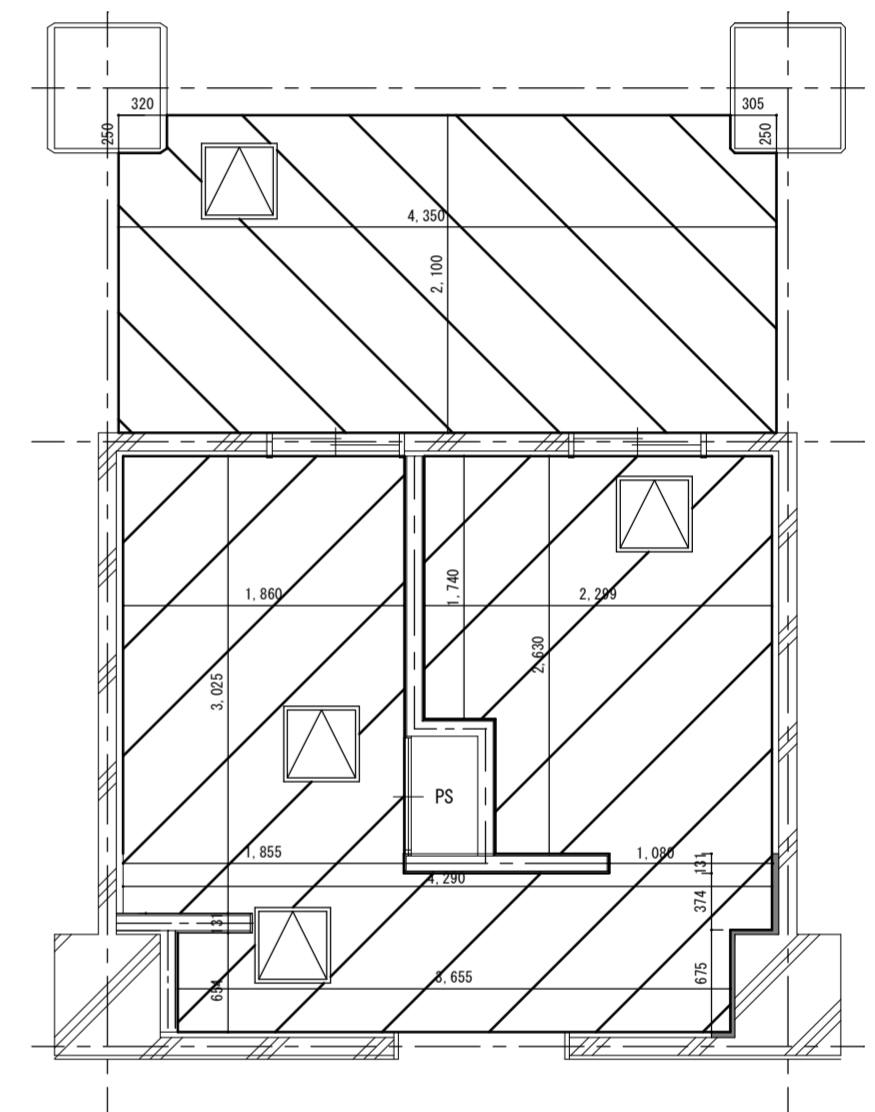
1階矩計図(改修前) 1/50



1階矩計図(改修後) 1/50



1階天井付図(改修前) 1/50



1階天井付図(改修後) 1/50

- 凡例
- フラスターボードt=9.0【撤去】
 - 軽量鉄骨下地【撤去】
 - フラスターボードt=5【撤去】
 - 軽量鉄骨下地【撤去】
- ※フラスターボードは、石綿含有材として処理すること。

- 凡例
- 軽量鉄骨天井下地(屋内)
 - GB-D9.5 (910×1,820)
 - 塩ビ製廻線共
 - 軽量鉄骨天井下地(屋外)
 - FK6目透し
 - 塩ビ製廻線共

※天井点検口設置箇所については、監督員との協議による。

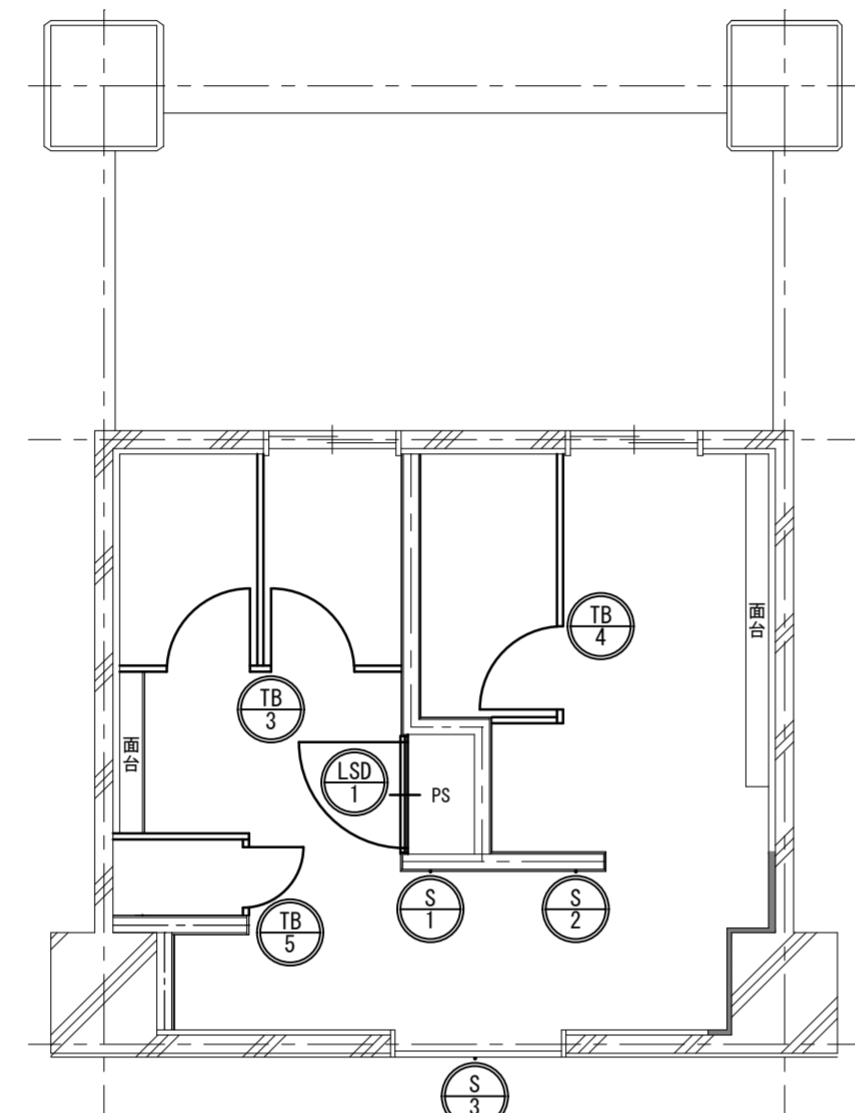
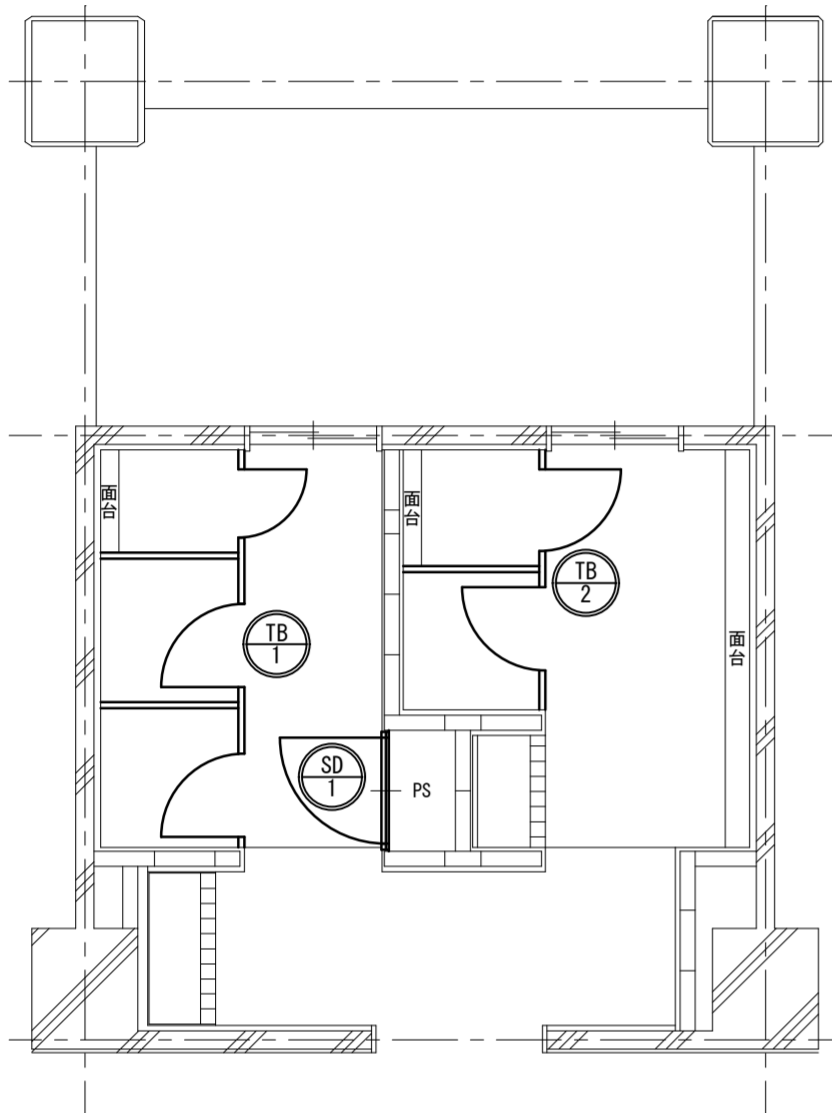
衛生器具及び配管類の撤去・新設は、別途管工にて行う。
 照明器具及び電気配線の撤去・新設は、別途電気工にて行う。
 上記設置に伴う補強等は、建築工にて行う。

阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所
 教育委員会 教育部 教育総務課
 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

●工事名 羽ノ浦中学校校便所改修工事のうち建築工事
 ●図面名 1階便所 矩計図、天井付図

●縮尺 図示
 ●年月 R6.4

設計 後藤
 図面番号 11



SD 1	鋼製建具【撤去】 1箇所	LSD 1	鋼製建具【新設】 1箇所

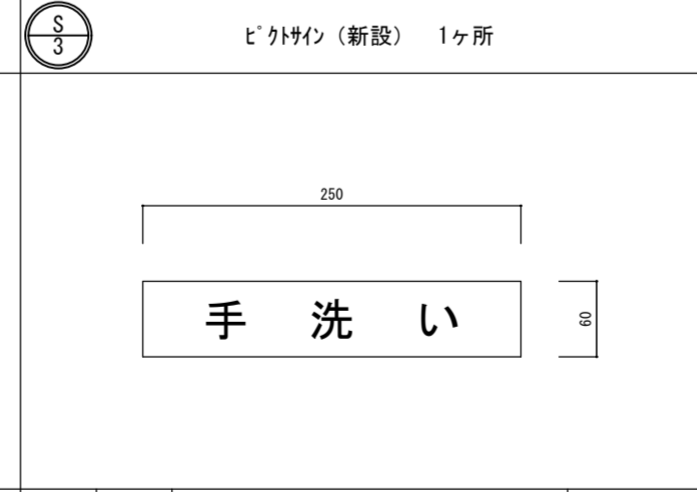
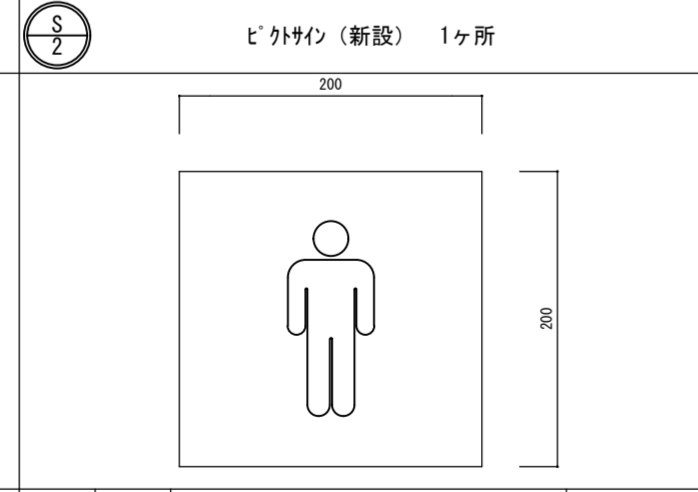
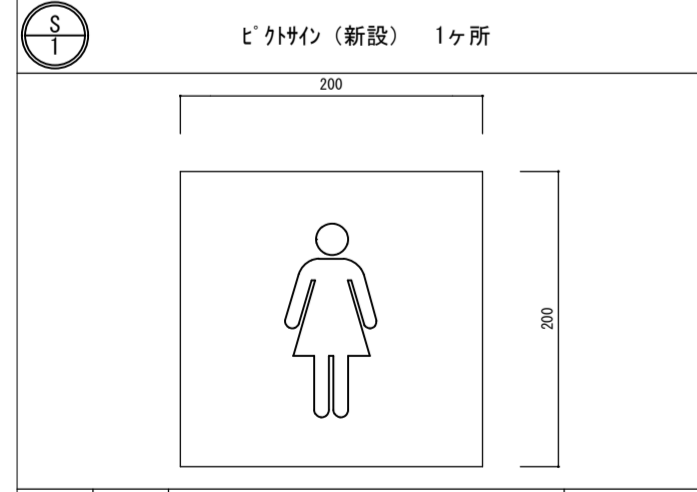
仕上 見込	スチール	40	仕上 見込	垂鉛めっき鋼板t=0.6(焼付塗装)	40
金物等	スチール部 SOP塗り		金物等	LD(PD・SM付), DC(自開式), 戸当たり	
備考			備考	沓摺有, 付属金物一式 額縁 亜鉛めっき鋼板t=1.6(25×136) 焼付塗装	

TB 1	トイレ-ス(撤去) 1ヶ所	TB 2	トイレ-ス(撤去) 1ヶ所

仕上 見込	シパニヤ	40	仕上 見込	シパニヤ	40
金物等	5パトリ-スライク, 5パトリ-ヒンジ, SUS製支持金物, 戸当たり, 付属金物一式		金物等	5パトリ-スライク, 5パトリ-ヒンジ, SUS製支持金物, 戸当たり, 付属金物一式	
備考			備考		

TB 3	トイレ-ス(新設) 1ヶ所	TB 4	トイレ-ス(新設) 1ヶ所

仕上 見込	高圧メラミン樹脂化粧板	40	仕上 見込	高圧メラミン樹脂化粧板	40
金物等	7ß笠木, グレ-ド-ヒンジ(SK以外常時開), SUS製支持金物, 戸当たり, 把手, 表示錠(ロック), 付属金物一式, パ-ル裏打材(MDF), パ-ル心材(パ-パ-コア)		金物等	7ß笠木, グレ-ド-ヒンジ(SK以外常時開), SUS製支持金物, 戸当たり, 把手, 表示錠(ロック), 付属金物一式, パ-ル裏打材(MDF), パ-ル心材(パ-パ-コア)	
備考	壁とトイレ-スの隙間は, シ-リングすること. 別途管工事の衛生器具等の取付補強を行うこと.		備考	壁とトイレ-スの隙間は, シ-リングすること. 別途管工事の衛生器具等の取付補強を行うこと.	



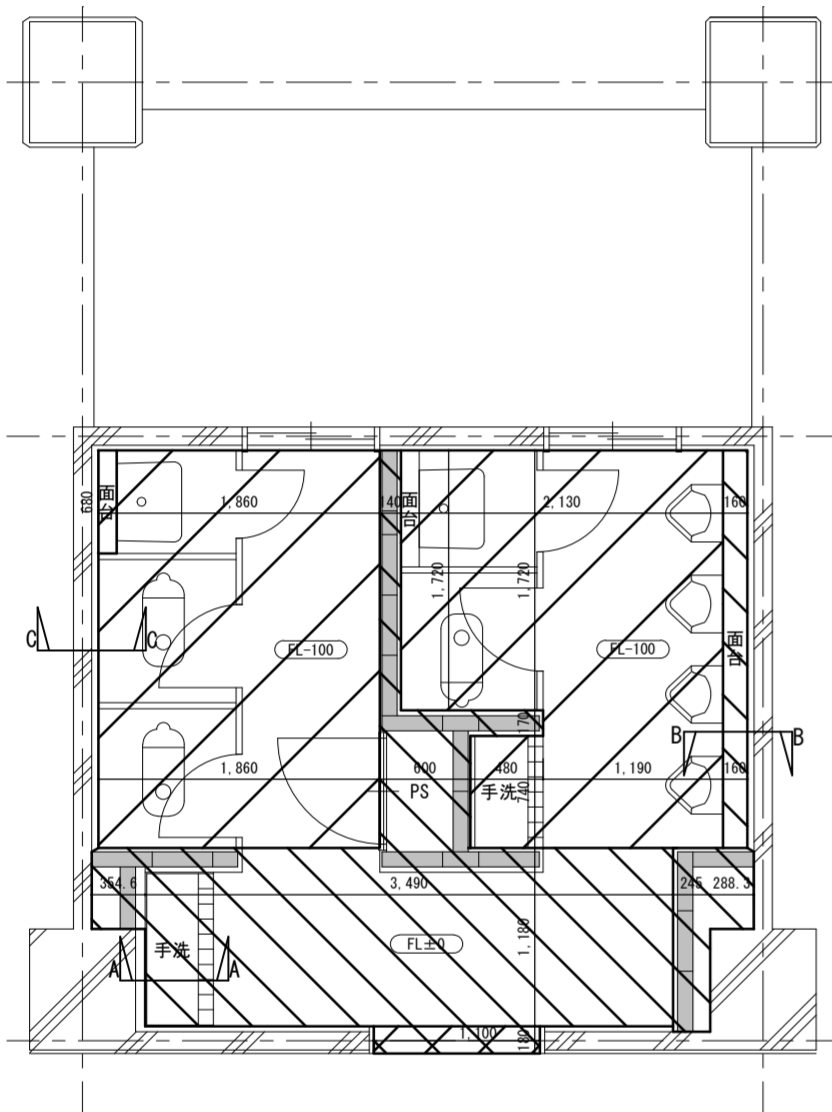
仕上 見込	表示板: アクリル板壁付	5
金物等		
備考		

仕上 見込	表示板: アクリル板壁付	5
金物等		
備考		

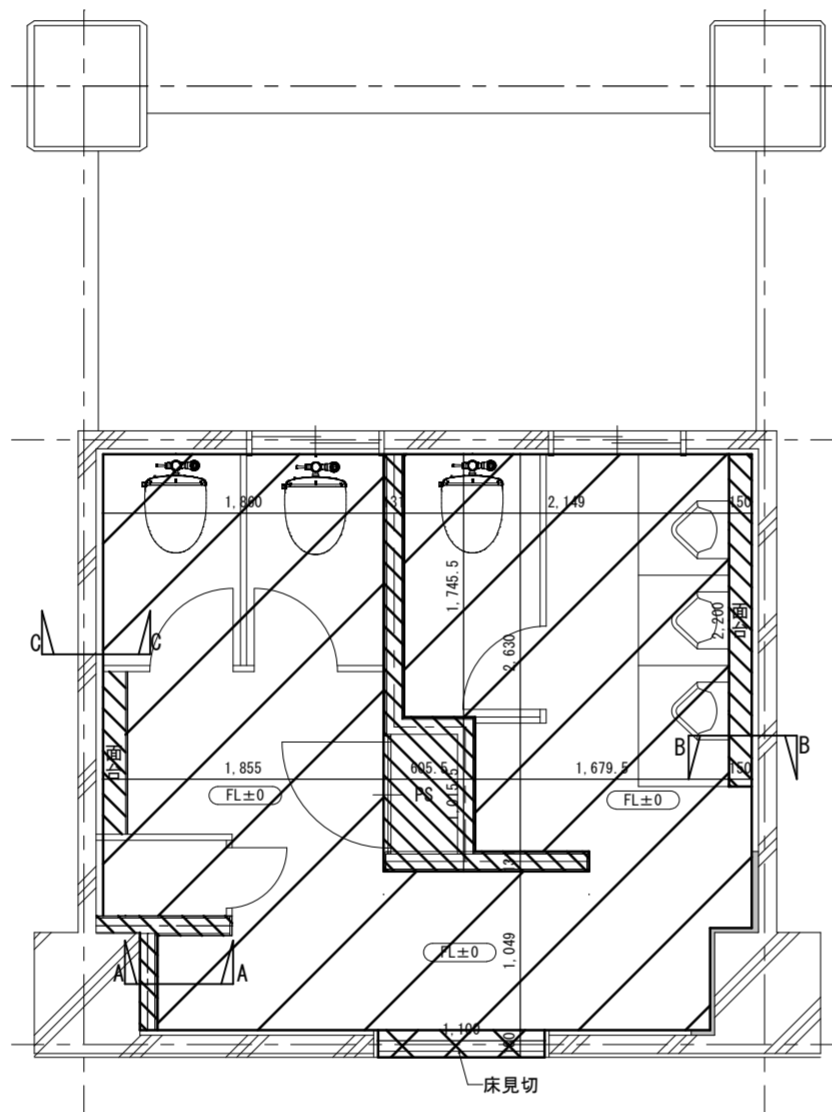
仕上 見込	表示板: アクリル板壁付	5
金物等		
備考		

TB 5	トイレ-ス(新設) 1ヶ所	
仕上 見込	高圧メラミン樹脂化粧板	40
金物等	7ß笠木, グレ-ド-ヒンジ(SK以外常時開), SUS製支持金物, 戸当たり, 把手, 表示錠(ロック), 付属金物一式, パ-ル裏打材(MDF), パ-ル心材(パ-パ-コア)	
備考	壁とトイレ-スの隙間は, シ-リングすること. 別途管工事の衛生器具等の取付補強を行うこと.	

衛生器具及び配管類の撤去・新設は, 別途管工事にて行う。
 照明器具及び電気配線の撤去・新設は, 別途電気工事にて行う。
 上記設置に伴う補強等は, 建築工事にて行う。



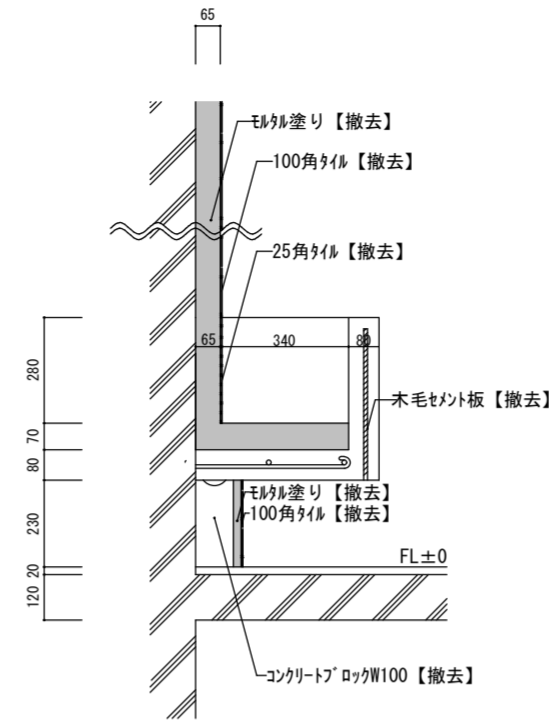
1階平面図 (改修前) 1/50



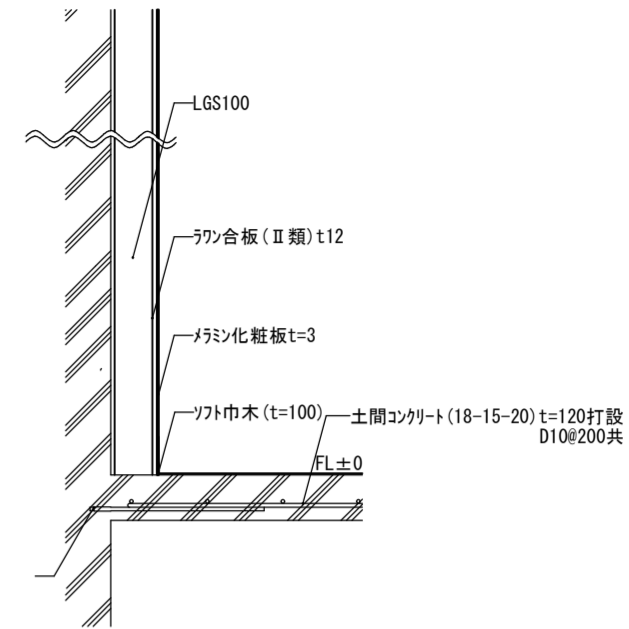
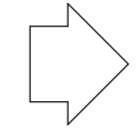
1階平面図 (改修後) 1/50

- 凡例
- タイル及びモルタル下地撤去
土間コンクリート撤去
 - 土間コンクリート撤去
 - 新

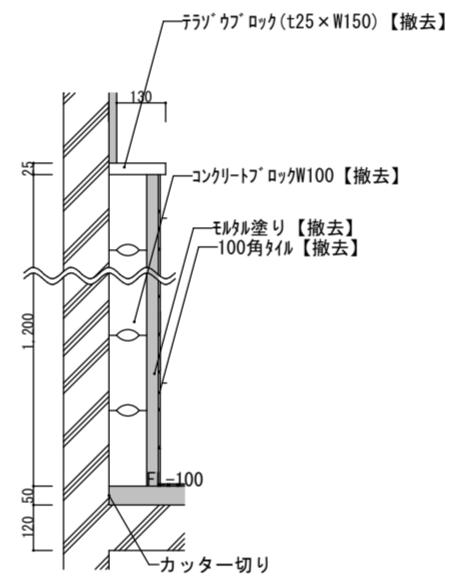
- 凡例
- 土間コンクリート打設
ビニル床シート張り
 - 土間コンクリート打設
 - ビニル床シート張り



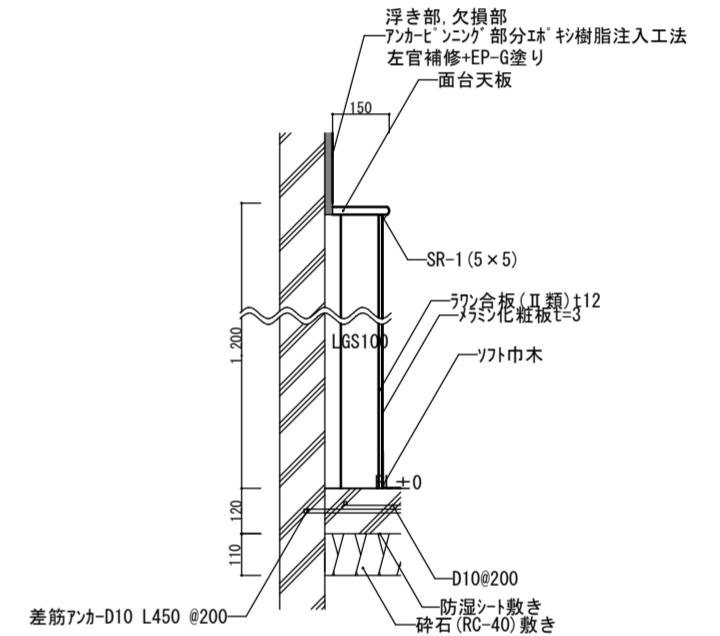
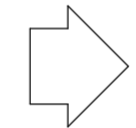
A詳細図 (改修前) 1/20



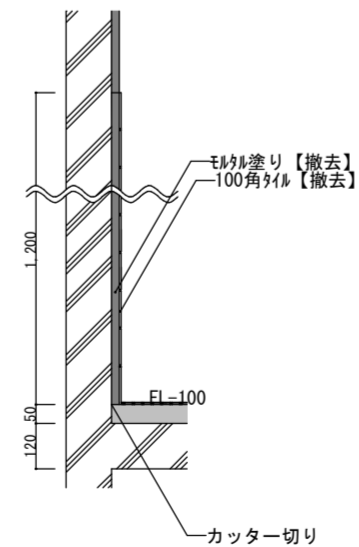
A詳細図 (改修後) 1/20



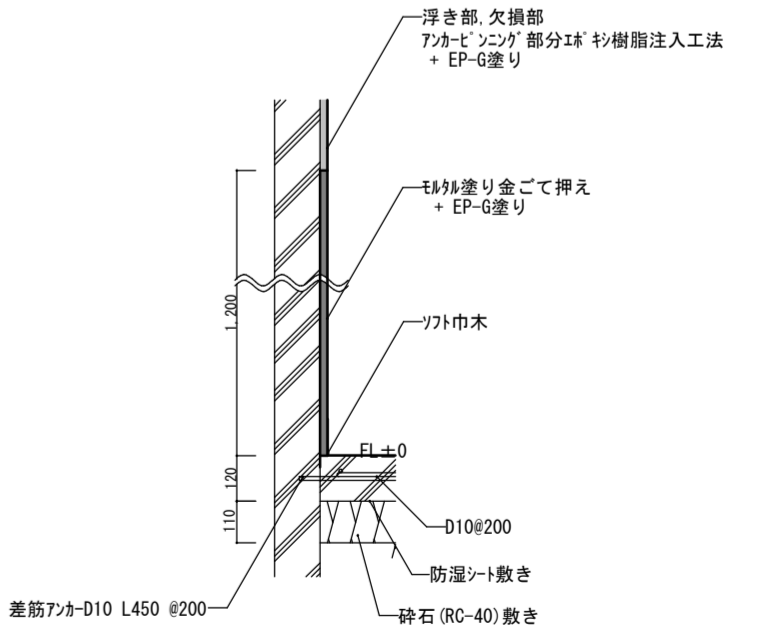
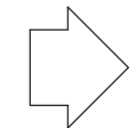
B-B詳細図 (改修前) 1/20



B-B詳細図 (改修後) 1/20



C-C詳細図 (改修前) 1/20



C-C詳細図 (改修後) 1/20

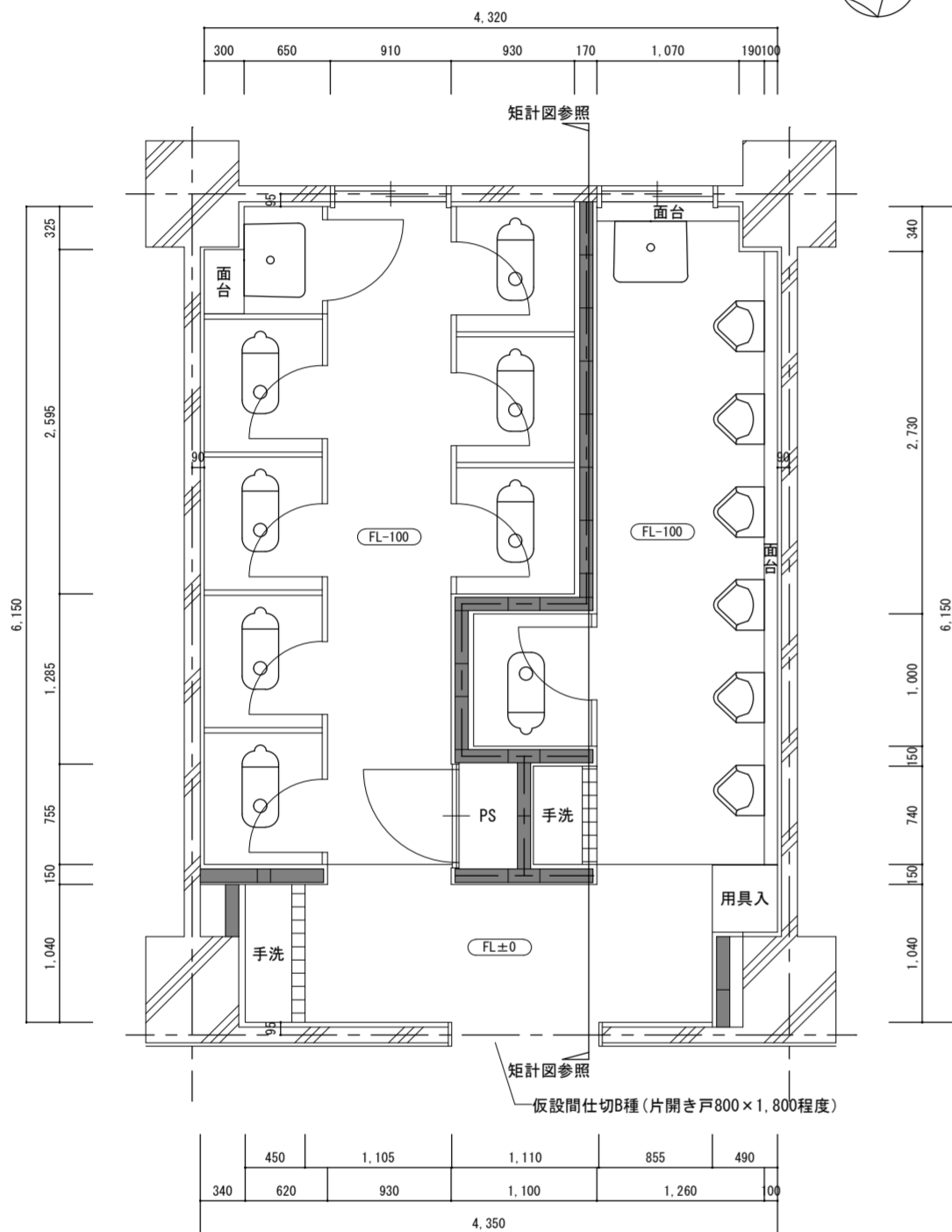
衛生器具及び配管類の撤去・新設は、別途工事にて行う。
 照明器具及び電気配線の撤去・新設は、別途電気工事にて行う。
 上記設置に伴う補強等は、建築工事にて行う。

阿南市富岡町トノ町12番地3
 阿南市役所
 教育委員会 教育部 教育総務課
 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

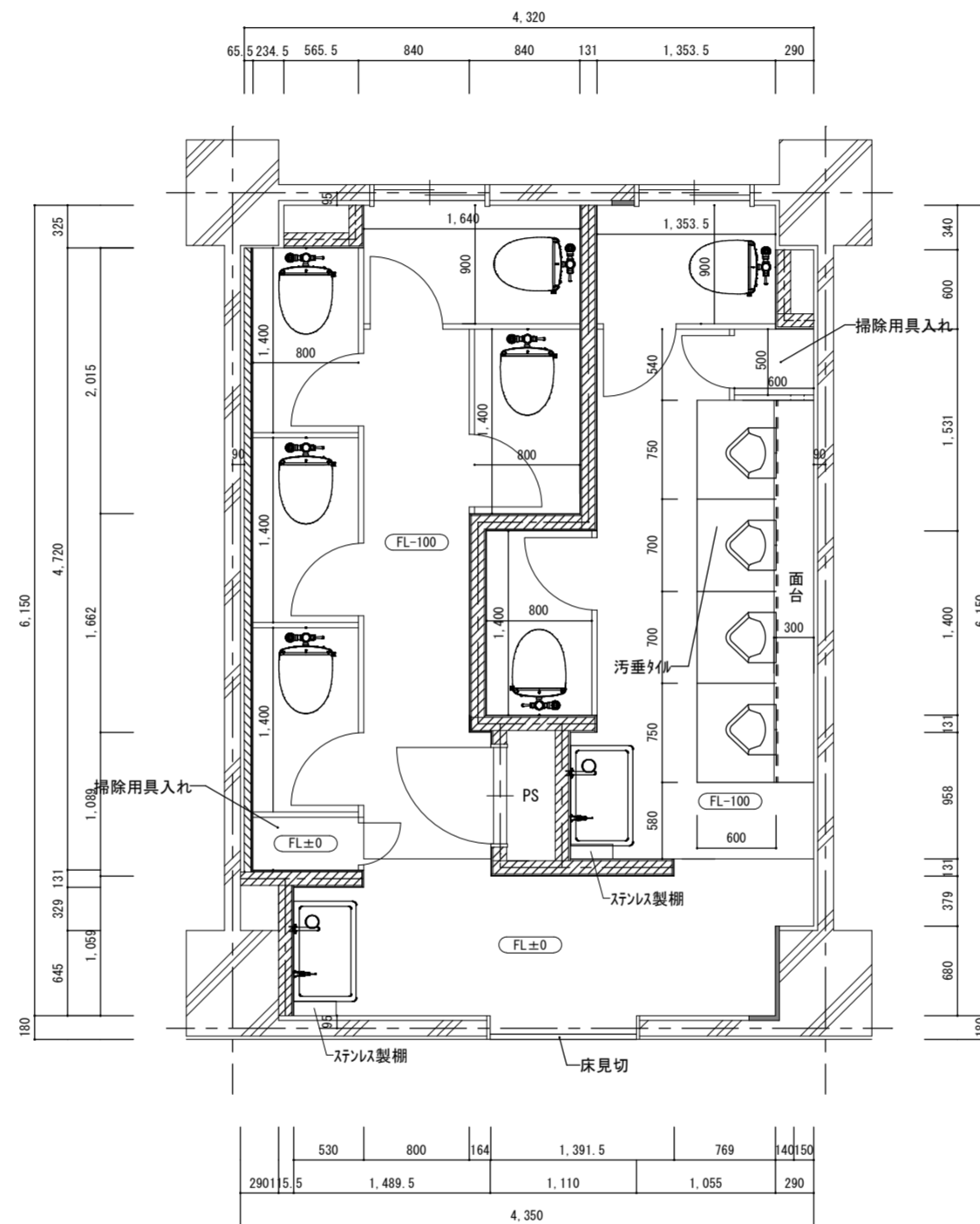
●工事名 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事
 ●図面名 1階便所 詳細図

●縮尺 図示
 ●年月 R6.4

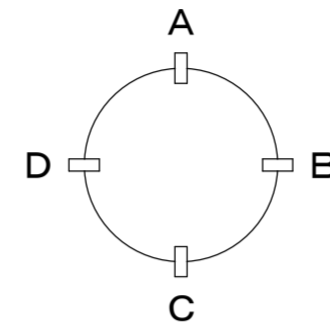
設計 後藤
 図面番号 13



2.3.4階便所平面図(改修前) 1/50



2.3.4階便所平面図(改修後) 1/50



改修前		
箇所	下地	仕上
床	モルタル下地t=50 土間コンクリートt=120	25角磁器質タイル(丸)【撤去】
床(PS)	土間コンクリートt=120	-
床(廊下)	モルタル下地t=50 土間コンクリートt=120	タイル系塗床【除去】
腰壁	モルタル下地【撤去】 コンクリートブロック【撤去】	100角磁器質タイル【撤去】
壁	モルタル下地【撤去】 コンクリートブロック【撤去】	VP塗り
面台	モルタル下地【撤去】 コンクリートブロック【撤去】	100角磁器質タイル【撤去】 天端：アクリル樹脂【撤去】
手洗	コンクリートブロック【撤去】 モルタル下地【撤去】	100角磁器質タイル【撤去】 天端：アクリル樹脂【撤去】
天井	軽量鉄骨天井下地 19形【撤去】 アスベストボード t=9【撤去】	VP塗り 450角天井点検口【撤去】

改修後		
箇所	下地	仕上
床	モルタル下地t=50 土間コンクリートt=120	床モルタル塗り ビニル床シート張り t=2.0
床(PS)	土間コンクリートt=120	-
床(廊下)	モルタル下地t=50 土間コンクリートt=120	タイル系塗床 t=2.0
腰壁	モルタル下地【左官補修】	ソフト巾木H100 EP-G塗り
壁	LGS100 GB-R9.5 + FK6	ソフト巾木H100 EP-G塗り
壁	LGS100 GB-R9.5 + FK6	ソフト巾木H100 EP-G塗り
面台	LGS100 アクリル樹脂(II類)t12	側面：タイル化粧板 t=3 天端：面台天板
手洗	LGS100 アクリル樹脂(II類)t12	タイル化粧板 t=3
天井	軽量鉄骨天井下地 19形 300 インチ合む	GB-D(910×1.820 t=9.5) 塩ビ製遮熱共 450角天井点検口補強共

内部仕上表

特記事項

陶器取り外しは、管工事とする。
アクリル樹脂部分には、アクリル樹脂注入工法は、各階で、4m(幅200mm以下)、2ヶ所(0.25m以下)見込む。
施工数量変更に伴い、精算すること。
木製隠しは、SOP塗りを行うこと。

特記事項

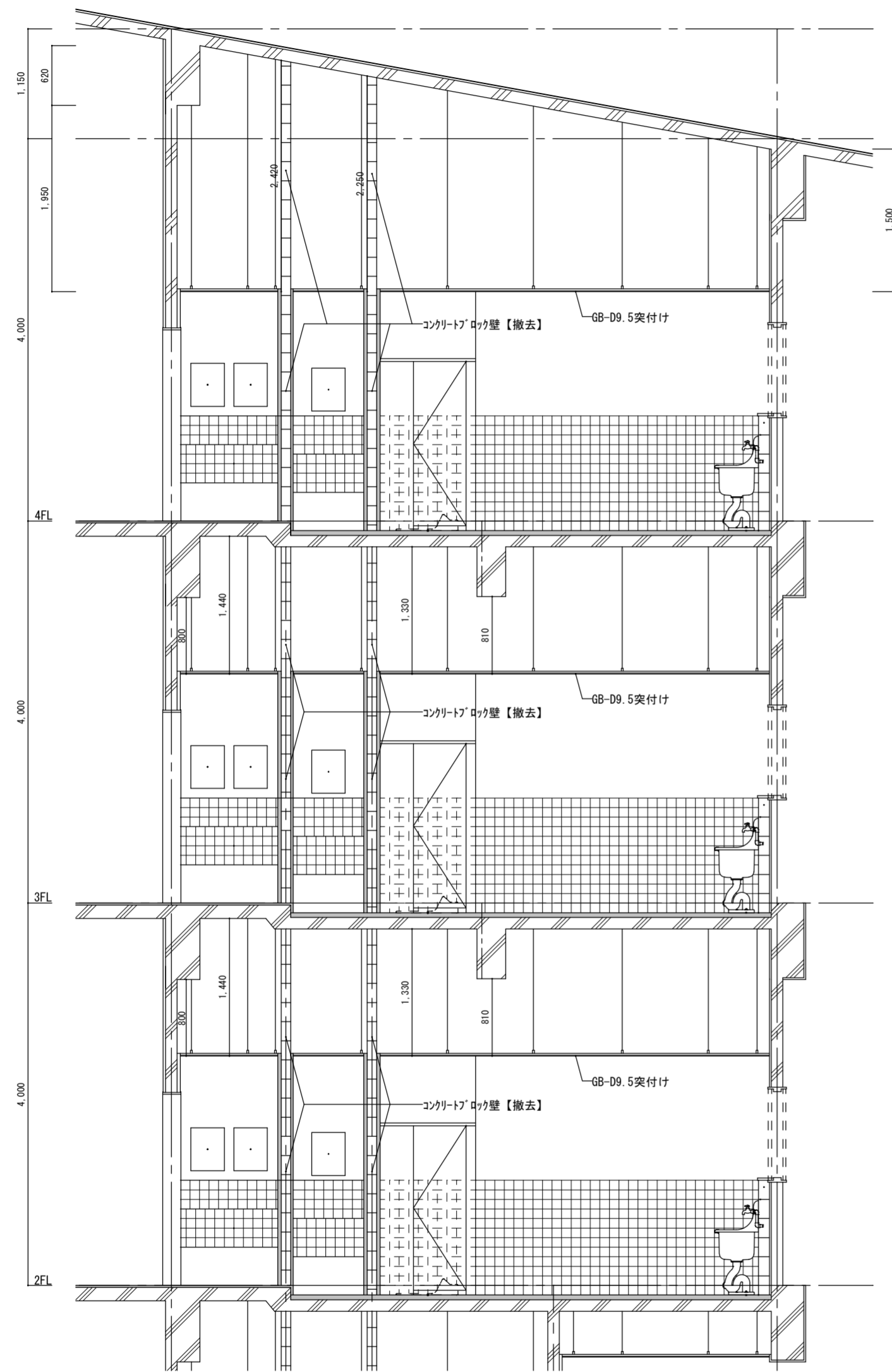
衛生器具及び配管類の撤去・新設は、別途管工事にて行う。
照明器具及び電気配線の撤去・新設は、別途電気工事にて行う。
上記設置に伴う補強等は、建築工事にて行う。

阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所
教育委員会 教育部 教育総務課
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

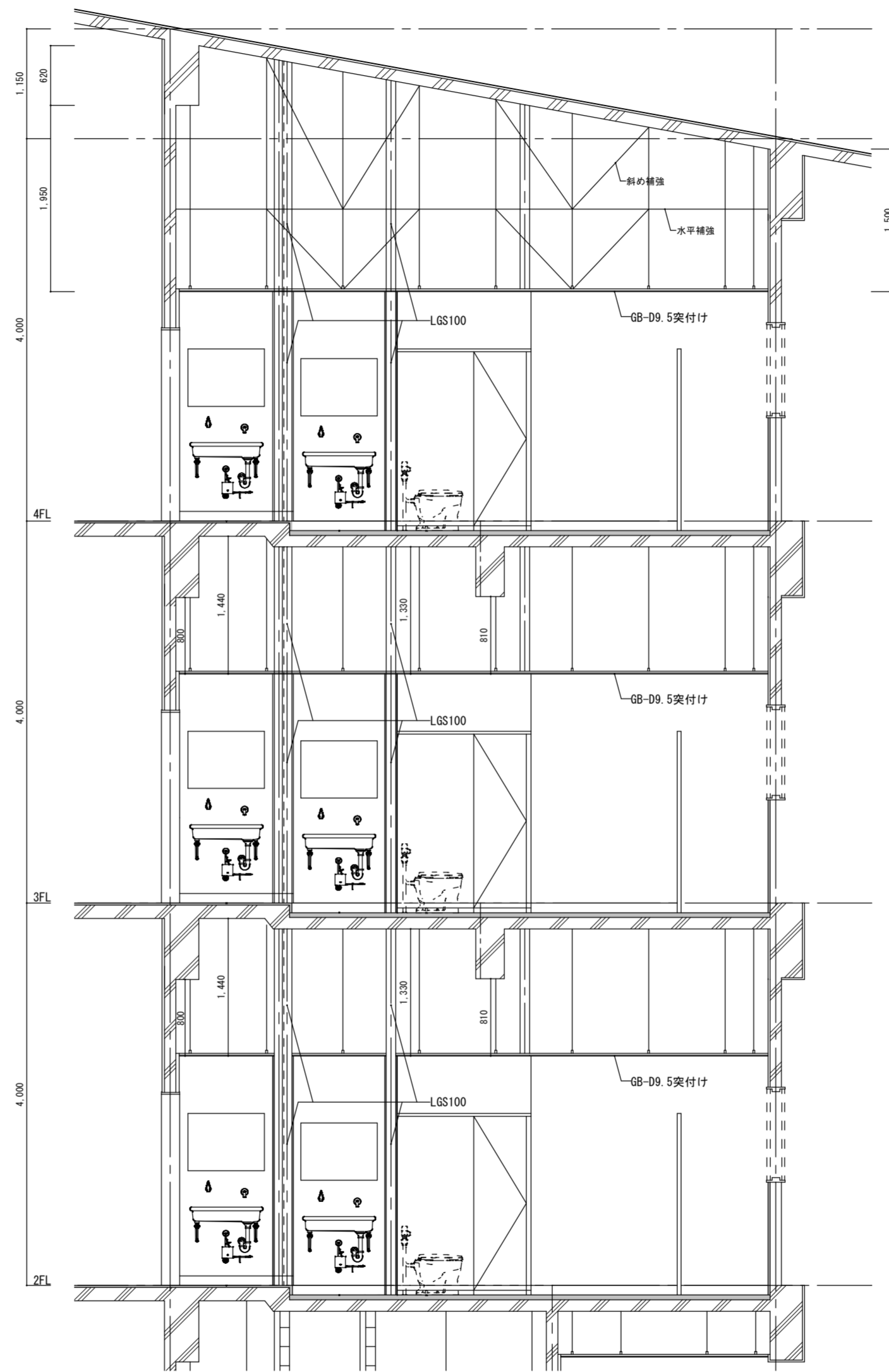
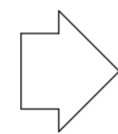
●工事名 羽ノ浦中学校校便所改修工事のうち建築工事
●図面名 2.3.4階便所 平面図、内部仕上表

●縮尺 図示
●年月 R6.4

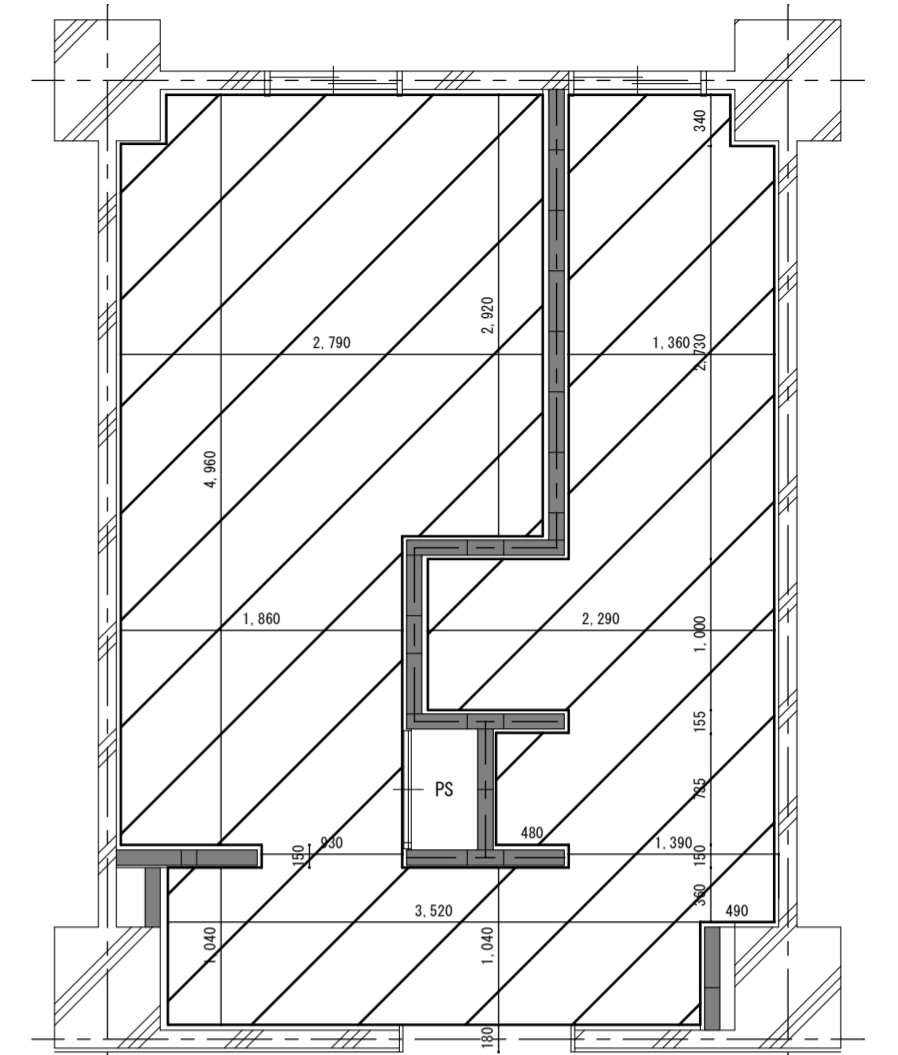
設計 後藤
図面番号 14



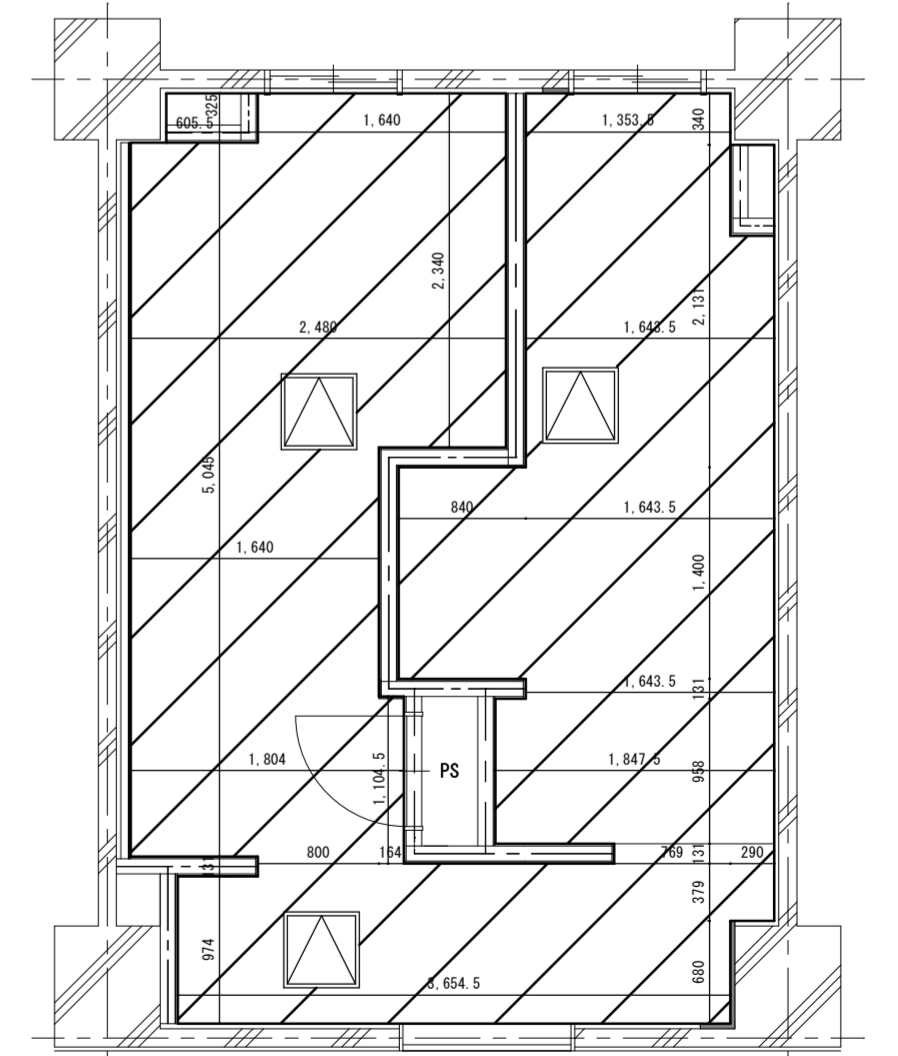
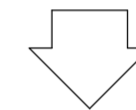
2.3.4階矩計図(改修前) 1/50



2.3.4階矩計図(改修後) 1/50



2.3.4階天井付図(改修前) 1/50
 凡例 石膏ボードt=9.0
 軽量鉄骨下地【撤去】



2.3.4階天井付図(改修後) 1/50
 凡例 軽量鉄骨天井下地(屋内)
 GB-D (910×1,820)
 塩ビ製廻縁共
 ※天井点検口設置箇所については、監督員との協議による。

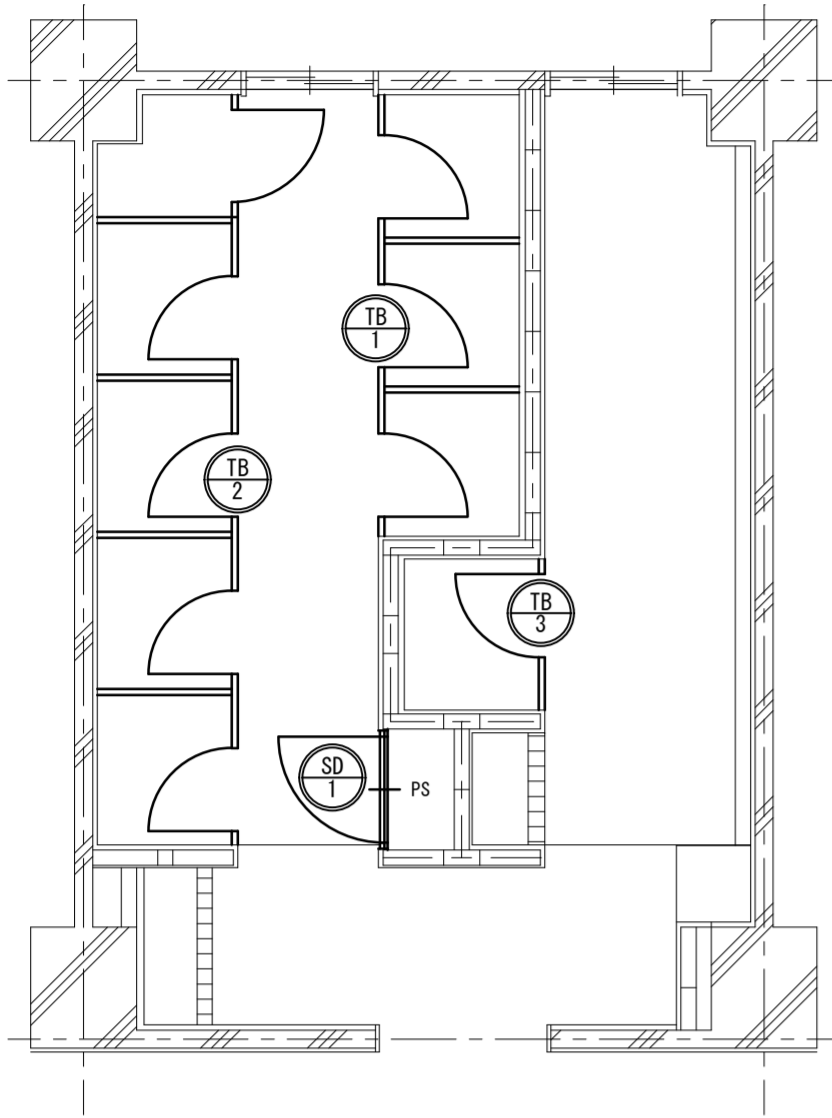
衛生器具及び配管類の撤去・新設は、別途管工事にて行う。
 照明器具及び電気配線の撤去・新設は、別途電気工事にて行う。
 上記設置に伴う補強等は、建築工事にて行う。

阿南市富岡町トノ町12番地3
 阿南市役所
 教育委員会 教育部 教育総務課
 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

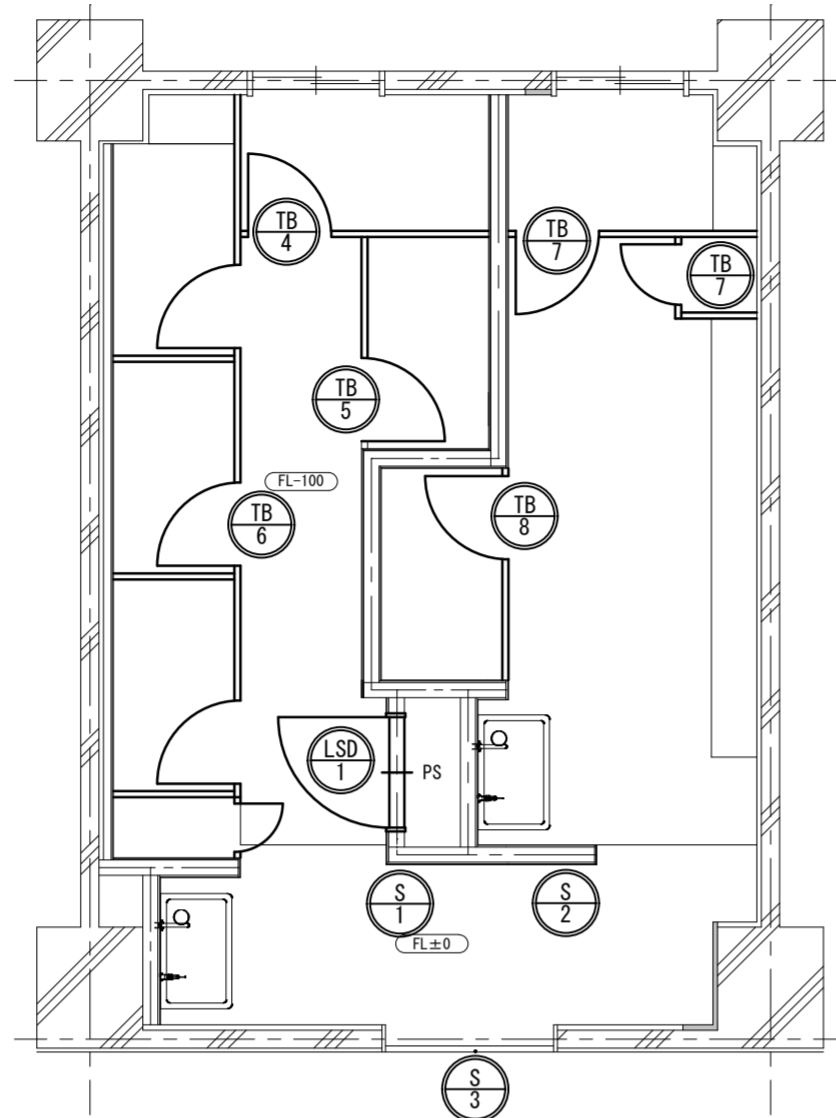
●工事名 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事
 ●図面名 2.3.4階便所 矩計図, 天井付図

●縮尺 図示
 ●年月 R6.4

設計 後藤
 図面番号 16



2.3.4階建具配置図(改修前) 1/50



2.3.4階建具配置図(改修後) 1/50

SD 1		鋼製建具【撤去】 3箇所	
仕上 見込	スチール	40	
金物等	スチール部 SOP塗り		
備考			

LSD 1		鋼製建具【新設】 3箇所	
仕上 見込	亜鉛めっき鋼板t=0.6	40	
金物等	現場SOP塗装 LD(PD・SM付), DC(自開式), 戸当たり		
備考	杏摺有, 付属金物一式 額縁 亜鉛めっき鋼板t=1.6 (25×136) 焼付塗装		

TB 5		トイレース(新設) 3ヶ所	
仕上 見込	高圧メラミン樹脂化粧板	40	
金物等	7{笠木, グレド'ティーン' (SK以外常時開), SUS製支持金物, 戸当たり, 把手, 表示錠(ロック), 付属金物一式, ハ'裏裏打材(MDF), ハ'心材(ハ'ハ'コア)		
備考	壁とトイレースの隙間は, シーリング'すること. 別途管工事の衛生器具等の取付補強を行うこと.		

TB 6		トイレース(新設) 3ヶ所	
仕上 見込	高圧メラミン樹脂化粧板	40	
金物等	7{笠木, グレド'ティーン' (SK以外常時開), SUS製支持金物, 戸当たり, 把手, 表示錠(ロック), 付属金物一式, ハ'裏裏打材(MDF), ハ'心材(ハ'ハ'コア)		
備考	壁とトイレースの隙間は, シーリング'すること. 別途管工事の衛生器具等の取付補強を行うこと.		

S 1		ヒ'クサイン(新設) 1ヶ所	
仕上 見込	表示板: アクリル板壁付	5	
金物等			
備考			

S 2		ヒ'クサイン(新設) 1ヶ所	
仕上 見込	表示板: アクリル板壁付	5	
金物等			
備考			

S 3		ヒ'クサイン(新設) 1ヶ所	
仕上 見込	表示板: アクリル板壁付	5	
金物等			
備考			

TB 7		トイレース(新設) 3ヶ所	
仕上 見込	高圧メラミン樹脂化粧板	40	
金物等	7{笠木, グレド'ティーン' (SK以外常時開), SUS製支持金物, 戸当たり, 把手, 表示錠(ロック), 付属金物一式, ハ'裏裏打材(MDF), ハ'心材(ハ'ハ'コア)		
備考	壁とトイレースの隙間は, シーリング'すること. 別途管工事の衛生器具等の取付補強を行うこと.		

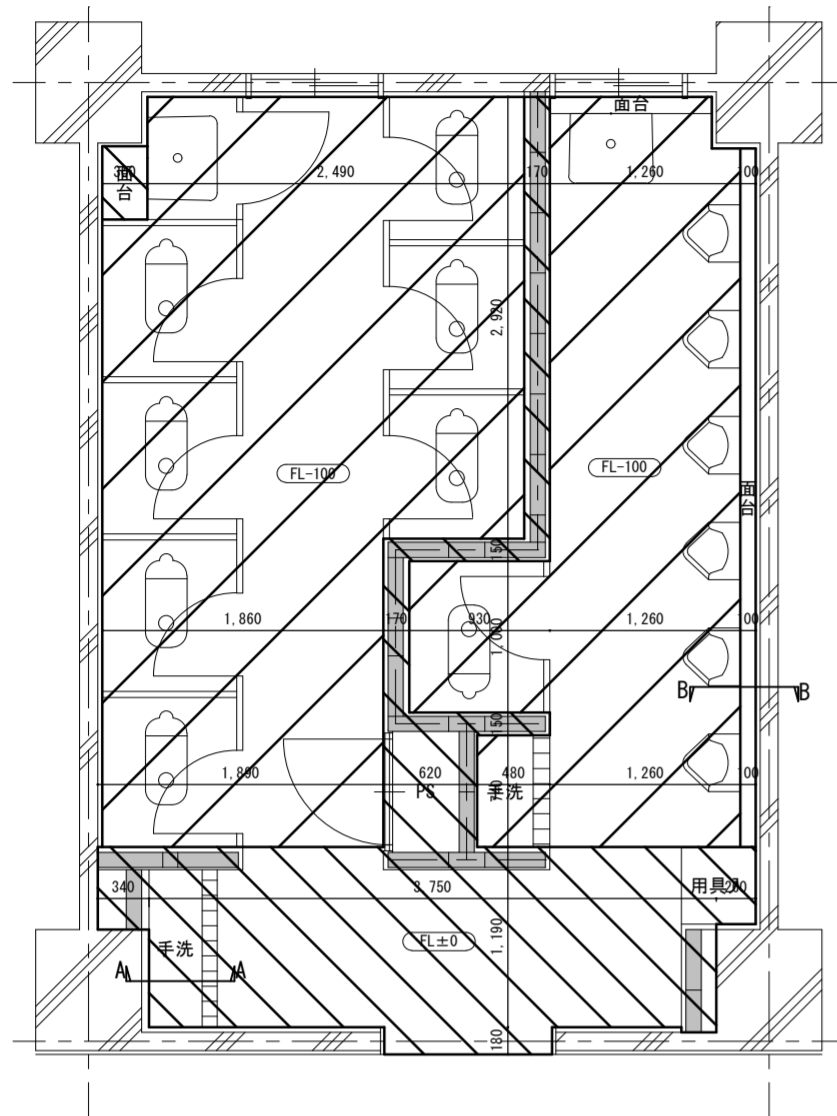
TB 8		トイレース(新設) 3ヶ所	
仕上 見込	高圧メラミン樹脂化粧板	40	
金物等	7{笠木, グレド'ティーン' (SK以外常時開), SUS製支持金物, 戸当たり, 把手, 表示錠(ロック), 付属金物一式, ハ'裏裏打材(MDF), ハ'心材(ハ'ハ'コア)		
備考	壁とトイレースの隙間は, シーリング'すること. 別途管工事の衛生器具等の取付補強を行うこと.		

衛生器具及び配管類の撤去・新設は, 別途管工事にて行う。
照明器具及び電気配線の撤去・新設は, 別途電気工事にて行う。
上記設置に伴う補強等は, 建築工事にて行う。

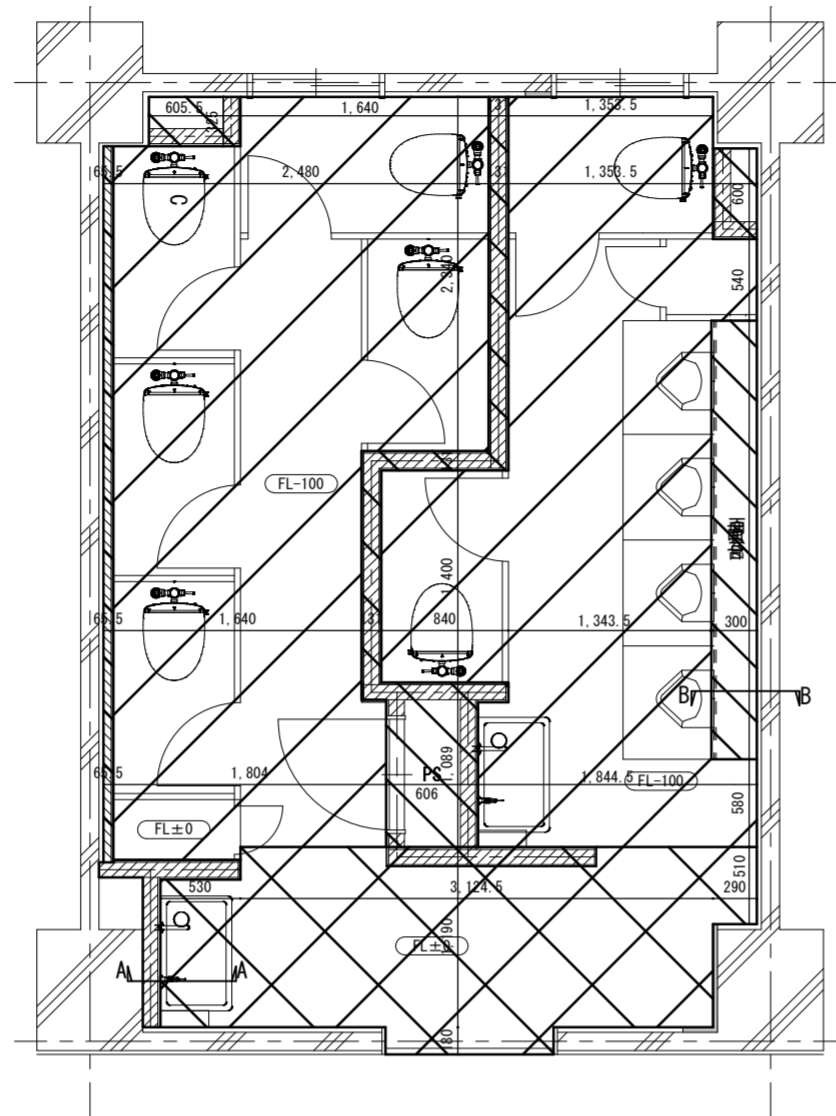
阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所
教育委員会 教育部 教育総務課
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

●工事名 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事
●図面名 2.3.4階便所 建具配置図, 建具表

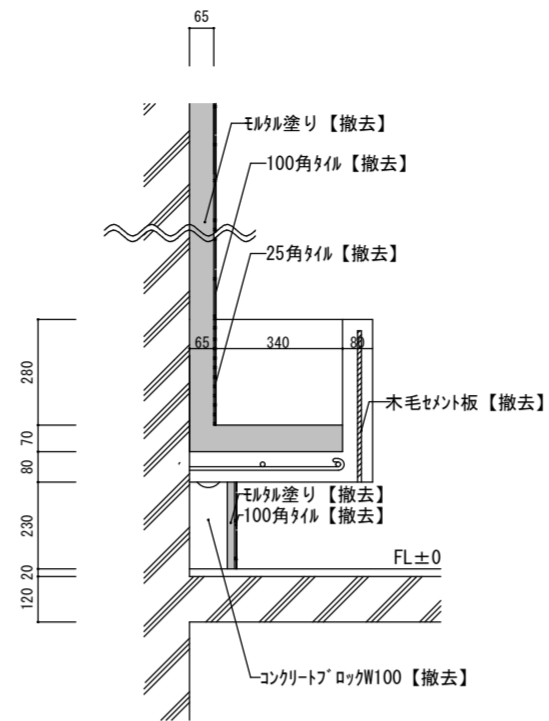
●縮尺 図示
●年月 R6.4
設計 後藤
図面番号 17



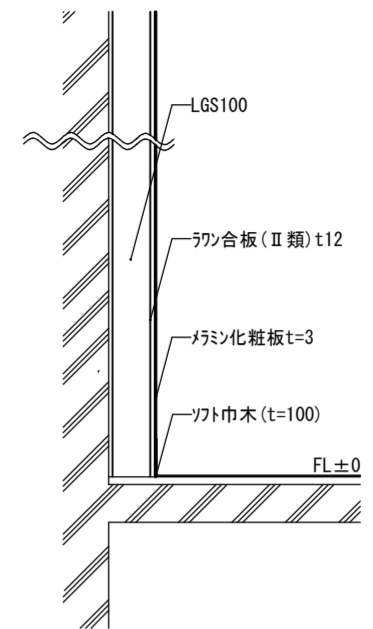
北校舎棟1階平面図(改修前) 1/50



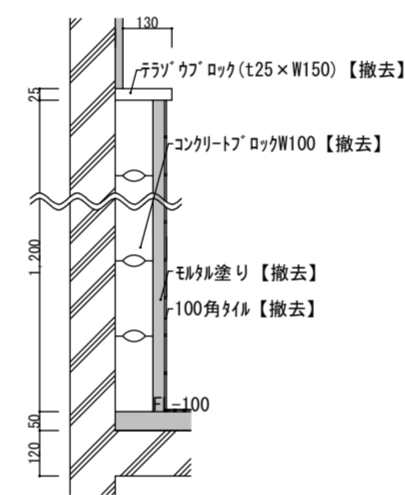
北校舎棟1階平面図(改修後) 1/50



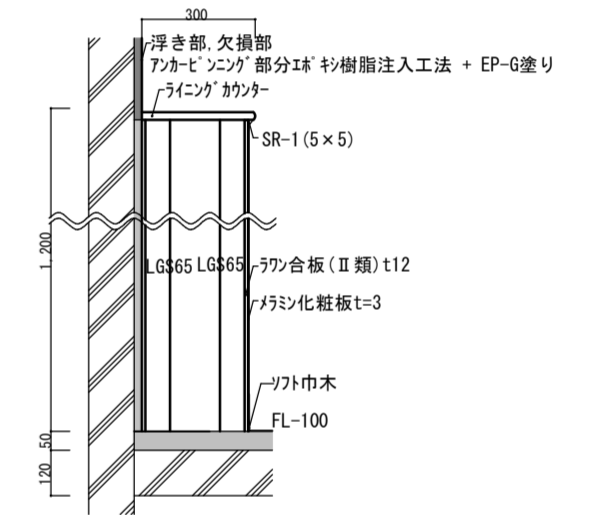
A詳細図(改修前) 1/20



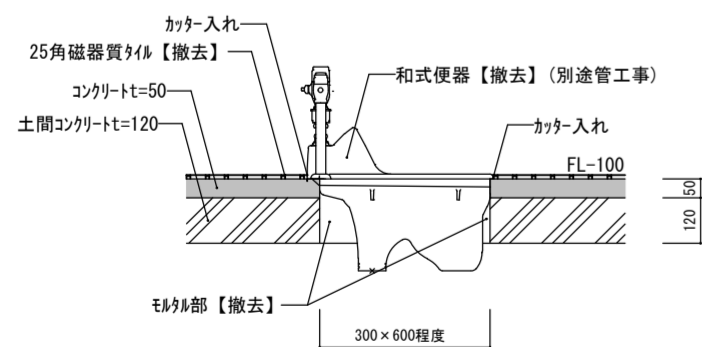
A詳細図(改修後) 1/20



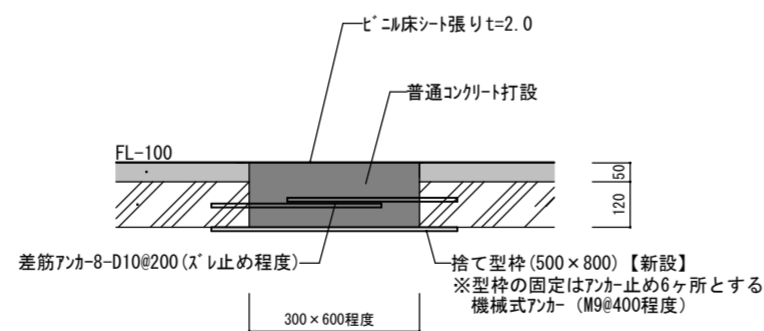
B-B詳細図(改修前) 1/20



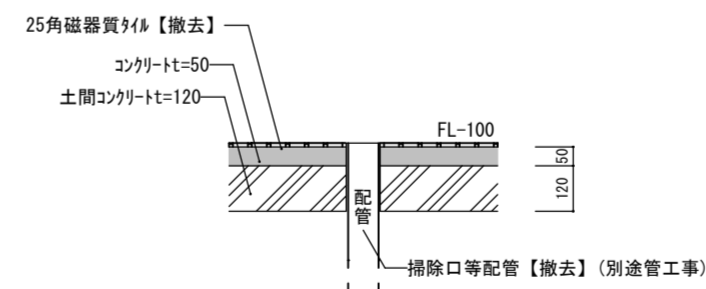
B-B詳細図(改修後) 1/20



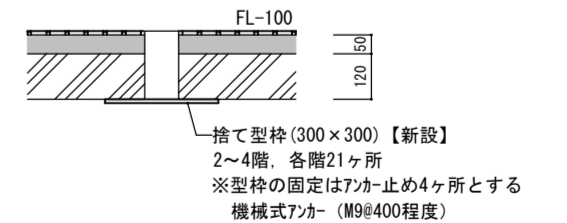
和式便器撤去詳細図(改修前) 1/20



和式便器撤去詳細図(改修後) 1/20



配管撤去詳細図(改修前) 1/20



配管撤去詳細図(改修後) 1/20

衛生器具及び配管類の撤去・新設は、別途管工事で行う。
 照明器具及び電気配線の撤去・新設は、別途電気工事で行う。
 上記設置に伴う補強等は、建築工事で行う。

阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所
 教育委員会 教育部 教育総務課
 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

●工事名 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事
 ●図面名 2. 3. 4階便所 詳細図

●縮尺 図示
 ●年月 R6.4

設計 後藤
 図面番号 18